

CDM吸収源事業説明会（COP12等報告会）

主催 財団法人 国際緑化推進センター

日時：平成18年12月20日（水） 14時

場所：国立オリンピック記念青少年総合センター
センター棟402号室

目次

開会 - 1 -

主催者挨拶 - 2 -

報告

赤堀 聡之（林野庁海外林業協力室課長補佐） - 4 -

質疑応答 - 22 -

資料

- 赤堀講師発表スライド
- Decision -/CMP.2
- EB26 Annex18, Procedures to demonstrate the eligibility of lands for A/R project activities (VERSION 02)
- EB26 Annex18, A/R プロジェクト活動の土地適格性の証明（バージョン02）
日本語仮訳

速記録ですので、一部において必ずしも精確ではない箇所や、口語調に過ぎる表現があります（JIFPRO事務局）

開 会

○司会（仲業務部長） 皆様、ようこそいらっしゃいました。定刻の2時になりましたので、ただいまからCDM吸収源事業報告会を開催させていただきます。

私、本日、司会進行をさせていただきます国際緑化推進センターの仲と申します。

冒頭、若干事務的な連絡をさせていただきます。

本日の進行ですけれども、冒頭私どもの理事長から主催者挨拶を申し上げまして、その後、本日の講師でございます林野庁の赤堀課長補佐からご報告をいただきます。このご報告はプロジェクターで資料を投影しながらですが、おおむね1時間程度ということで予定させていただきます。

そして報告が終わりましたら、10分程度休憩時間をとらせていただきまして、再開後、質疑応答をしていただきます。それで、おおむね4時を目途に終了させていただき段取りで進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それから、本日は皆様のお手元に資料を配らせていただいておりますが、念のため、確認をさせていただきます。赤堀補佐が報告される資料ですけれども、これは3点セットになっておりまして、1つ目が表紙のついたCOP12報告会、このパワーポイントのスライドの画面でございます。それから若干薄くとじてございますけれども、Decision-/CMP.2、それからVERSION 02という2枚ものです。その3点セットが赤堀補佐のご報告いただく関連資料でございます。あと私どものJIFPROの資料でございますが、私どもが発行しております普及啓発冊子の「緑の地球」、いろいろ国際緑化のことについて普及記事を掲げておりますので、お目通しいただければ幸いです。

それから次に、これも同じく私どもでつくりましたパンフレットでございますが、「今日からあなたもみどりの地球ボランティア」ということで、国際緑化のボランティア活動の手引きみたいなパンフレットでございます。ご興味のある方はお目通しいただければ幸いです。

それから、あと最後に、海外林業研究会入会のご案内というのをに入れてございますが、私ども海外林業研究会というものを組織しておりまして、海外で国際協力に携わる方々の情報交換の場ということで、そういうメンバーの方には、例えばこういう「緑の地球」をお配りするとか、そういうふうな活動をしております。もし、ご関心ありましたら、ぜひ

ひご参加いただければ幸いです。

事務的な連絡が長くなって恐縮です。それから、口頭での説明で恐縮でございますが、実は私ども、来年2月にCDM植林事業人材育成研修というのを開催いたします。これは既に私どもJIFPROのホームページにも案内が出ております。来年2月6日から9日までの4日間ということで、例えばプロジェクトの形成事例研究とか、それから15名程度の定員で予定させていただいておりますが、そのグループでもって実際にPDDを作成するカリキュラムも考えているところでございます。ご希望のある方は、ぜひホームページを見ていただいて、ご参加の申し込みをしていただけたら幸いです。ちなみに、講師にはきょうご報告いただきます赤堀補佐にもお願いしておりますし、それから中国でCDM植林がもう既に承認されたやに承っておりますが、それを計画された張先生も講師として呼び出す予定にしているところでございます。

以上、事務的なご報告をさせていただきました。

主催者挨拶

○司会 それでは、ただいまから開始させていただきます。冒頭、私どもの理事長でございます伴次雄からごあいさつ申し上げます。

理事長、よろしく申し上げます。

○伴国際緑化推進センター理事長 ただいま紹介いただきましたJIFPROの伴でございます。

本日は、当センター主催のCDM吸収源の報告会を開催いたしましたところ、大変大勢の皆様がご参加していただきまして、まず御礼を申し上げたいと思います。

また、今回、日本政府代表団の一員として第12回の締約国会議に出席をされました林野庁海外林業協力室の赤堀さんに、会議の様様につきましての報告をお願いしたところ、年末で大変お忙しい中、快諾をしていただきまして、厚く御礼を申し上げる次第であります。

皆さん、十分ご案内の通りであります。地球温暖化問題、1992年のUNCEDにおきまして、いわゆる人類共通の課題であるというような位置づけがされたのではないかと思っております。その精神に沿って、そのことを現実のものにするということで、本会合が12回ほど開催されています。そして、今回の内容につきましては、後ほどまた詳細の報告

はあるわけでございますけれども、京都議定書の第1約束期間の後の将来の問題はどうするかというような問題、それから気候変動への対応をいかにするか、そしてまた、技術移転を通じました発展途上国への支援策をいかにするかというような問題が論議されたというふうに聞いておるわけでございます。京都議定書の批准国であります日本の温室効果ガスの排出削減目標は、ご案内どおり6%となっておりますが、2005年度の状況では、むしろ基準年より8.1%も排出量がふえているというような大きな問題があるわけでございます。

今、申し上げましたような状況から、政府はいろいろな方策の1つとして、間伐の推進とか、バイオマスの利用というような森林吸収源対策というものを、今林野庁を中心に進めておりまして、一定の成果を上げているというふうに聞いておるところでございます。当センターも林野庁の支援を得まして、COP6以来のこの報告会を継続しておりますし、また海外におけるモデル林の造成事業を通じましてCDM造林の情報発信等の事業を進めているところでございます。

本日のこの報告会が有意義なもととなることを祈念申し上げまして、主催者のあいさつといたします。

どうぞ、よろしく申し上げます。（拍手）

○司会 どうもありがとうございました。

報告

赤堀聡之 林野庁計画課海外技術班担当課長補佐

○司会 それでは、早速でございますが、赤堀課長補佐の方から報告をよろしくお願いたします。

○赤堀講師 林野庁の赤堀でございます。ただいまご紹介にあずかりましたけれども、本日は、COP12の説明会ということでございまして、COP12での議論、それからCDM理事会等での議論についても、お話できる機会を与えていただきまして、どうもありがとうございました。

きょう、来ていただいた方のかなりの方々がいろいろな場で植林CDMについてお世話になっていまして、その点では非常に感謝しております。実際に携わっていらっしゃる方もいますし、今まさに実際に方法論について、ご苦勞をされておられる方もおられます。そのような方に本日の講師をお願いした方がいいのではないかとも思いますが、本日につきましては、一応政府という立場で、COP12、あるいはCDM理事会といった場に携わってきたということで、そちらの方からの切り口でお話をさせていただきたいと思っております。それでは始めさせていただきたいと思っております。

それでは、こちらの資料、お手元にあると思っておりますので、そちらを中心にこれからご説明したいと思います。本日の話の流れなんですけれども、最初にCOP12の概要、全体的な話が1点目、それからCDMについて、まずは理事会とか植林ワーキンググループでのお話、それからせんだってのCOP/MOP2、これはCOP12と一緒に開催されたわけなんですけれども、こちらのお話、それから最後に、これは国内の吸収源の話と、森林減少に関する議論、この3つについてお話ししたいと思います。

それでは最初に、COP12の概要、それから交渉全体の流れについてお話ししたいと思います。

概要ということでございますが、こちらにございますように、11月6日から17日まで、ケニア・ナイロビで開催されております。条約の締約国が180カ国ほど、それから国際機関、NGO等々、オブザーバーを含めまして約6,000人が来たというふうに報告を受けております。今回の会合には、アナン国連事務総長も出席されております。それから我が国からは

若林環境大臣、それからC O P 3のときに議長をされました、大木先生、当時の環境庁長官もオブザーバーとして加わられておまして、我が国からは全体で80名ほどが出席したということになっております。早い話ですが、次回、来年のC O P 13ですけれども、一応インドネシアで開催ということでございます。バリ島ということではないかなと考えております。

まず、今回の主な成果でございますけれども、2013年以降の枠組みです。つまり第2約束期間ということでございますが、議定書の9条による見直しというものを1回目やりまして、2回目を2年後にもう一回やろうということ。それから、先進国の約束ですね。これにつきましての第2回目のアドホック・ワーキンググループを開催した。また、それから今後のスケジュールを決定したということでございます。この辺は後でちょっと図解で説明したいと思います。

それから、今回やはり初めてアフリカのサブサハラ地域でやったということもありまして、やはり途上国問題ということに1つ意識がありまして、適用に関する、適用といいますのは気候が変動、温暖化したときに、その変化にどういうふうに対応していくかということでございますが、この交渉項目につきまして、「ナイロビ作業計画」というものをつくりました。技術移転につきましても、これについても2001年からC O P 7のときから専門家グループというものを設置しておりましたけれども、これをまた延長してやりましょうといった途上国の支援について検討したわけでございます。

それから、CDMにつきましてですけれども、これはC C S、これは二酸化炭素の回収とか貯留ということですね。地殻の中に要は、特に油田とかの中に二酸化炭素を埋めてしまうということございまして、これは先進国、我が国とかあと産油国はぜひやろうと、CDMでやろうと。逆に、そのほかの途上国はやはり反対と。まだリーケージとか漏れがあるんじゃないかと。その辺がはっきりしていないのでやめましょうということで、ずっと議論になっております。

それから、小規模CDMの上限値拡大、特に省エネについて上限値を拡大しました。それから、地域バランス、これはもう毎回問題になりまして、やはりアフリカ等の地域など、CDMが全体として来ないということについて、こういったところが主要な議題なんです。今回は後で申しますけれども、植林CDMのガイダンス等につきましても議論がございました。

あと、アナン事務総長が来たというお話ですが、アナン事務総長の方から国連を初めてする6つの機関で、途上国のCDMの参加支援をしようではないかということで、「ナイロビ・フレームワーク」といったものを発表したところでございます。

これが全体会合の場所です。ちょっと見えにくいかも知れませんが、今回はナイロビの郊外にあります国連のコンパウンドで行いました。ちなみにアメリカ、1回爆発されたアメリカ大使館の前にありまして、かなり警備も厳しくて、私どもは大使館から脅かされまして、ホテルから一步も出るなということで、残念ながら町歩きはできませんでした。

今のが全体会合だったわけですが、大体こういった会合ですと、この下にコンタクトグループというものを設置します。これはCDMのコンタクトグループなわけですが、こういった非公式会合がいろいろな課題ごとに——後で申します森林減少なんかもそうなんですけれども——設置されまして、ここで具体的な決議案とかそういったものが策定されるという形になってございます。

次なんですけれども、将来の枠組みの検討体制ということでございますが、今大きく3つのプロセスが動いているところでございます。まず、条約に基づくプロセスということで、長期協力対話というものがございます。これは条約加盟国すべてが対象ですから、排出削減の約束がない途上国、それからその京都議定書を批准していないアメリカとか、それから豪州、こういったところも全部入った形でございます。2006年5月から、最大4回ワークショップを開催して検討しましょうと。結果を今回、それから次回に報告しましょうと。議題としてはここにありますように、持続可能な開発・適応等々、こういった、まずは条約に基づくプロセスが1つあります。

それから、議定書に基づきますプロセスですね。9条に基づく議定書の見直しということでございまして、今回から検討を開始したということになっております。具体的な議題とか、関連について9月までに意見を提出しまして、それに基づいて議論を開始したというところでございます。

それから一番右の下の3条9項に基づく検討でございますが、これは附属書I国の約束についての検討ということでございまして、非常にセンシティブティが高いものでございます。アドホック・ワーキンググループがことしの5月、要はSBSTA24のときから設置されましたけれども、最初から議長団の選出とかでもめまして、なかなか難しいなという

ところでございます。第1約束期間と第2約束期間の間で、その空白が生じないようにや
りましょうということでございます。我が国としましては、全体としましては、すべての
国が参加する実効性ある枠組みの構築ということで、対応していこうということになって
ございます。

これは、ある程度推測も含んだスケジュールなんですけれども、今、COP12、COP
/MOP2が終わったところで、長期対話、9条、3条9項とこの辺が一応立ち上がって
きたところでございますが、13年から後にまた第2約束期間かなというところでございま
すが、ほかに関連する動きとしましては、例えばIPCCの第4次評価報告書ですね。こ
れ、一応IPCCでは既に策定はしているんですが、まだ条約の締約国として受け入れる
というところまでは今はなっていない。もう少し途上国中心によく見たいというこ
とでございまして、ここにありますように、2008年まで発行はされないだろうというこ
とでございまして。

それから、違法伐採なんかもあるんですが、去年のグレンイーグルサミットで、行動計
画というのも立てられておまして、それから、来年はドイツサミットなんですけど、2008
年に我が国でこのG8サミットを行うということになっております。ですから、この辺の
見直しということで、議長国、それからCOP3の議長国でありましたので、この辺でひ
とつ次期約束についていろいろ話があるのかなというところでございます。こんな事項が
あるということを入れておいていただきまして、今後の動きを見ていただければいい
のかなと思っています。

では、次ですけれども、CDMについての議論、まず理事会、それからARワーキング
グループですね。こちらの方のお話からしていきたいと思っております。この辺はもう皆さんご
存じのことだと思いますけれども、京都議定書のガイドラインですね。COP7マラケシ
ュまでに全般的にはつくられましたが、植林のCDMについては、ちょっと後ほどという
ことになりまして、COP9までに植林CDM全般、それからCOP10までに植林CDM
についてのガイドライン、これが作成されたということでございます。こういった経緯で
したので、排出源のCDMからはちょっとスタートが数年おくられているというところで
ございますが、このようにガイドライン、原則は策定されているという状況にござい
ます。これからは方法論、PDDの策定、それから実際のCDMプロジェクトの承認・実施とい
う方向に移っていくということになっております。

これは、昨日の時点での数字なんですけれども、UNFCCCのCDMのホームページを調べましたら、昨日の段階ですが、登録されているプロジェクトは451件——今日も多分一、二件増えているかもしれませんが——ということでございます。発行されたCERは240万トンぐらいが今のところ発行されているという状況です。ちょっと残念ながら、1つの例外を除きまして、これはすべて排出源でございます、植林のCDMはどうなっているかということでございますが、先週の28回目の理事会で1つ方法論が新たに通りましたが、今のところはCDMの方法論が5件というところと、それから11月に中国のプロジェクトが1つ登録されておりますが、そういった状況でございます、まだ登録が1件、それから発行されたCERはまだ当然ございません。そういった状況でございます。これは全体の状況です。

ご存じの方も多いと思うんですけれども、基本的に交渉によってガイドラインはもう決まっております、実質的なCDMについての業務は、CDM理事会、それからその下にあります植林ワーキンググループの方におりてきているところでございます。EBですね、CDM理事会、これは年に四、五回ほど行われておまして、そこで方法論とかの承認とか、それからCERの発行といったことをしております。この下にほかに方法論パネル、あるいは植林ワーキンググループ、それからこのほかには、小規模CDMのワーキンググループとか、ア krediyteshon、CDM（運営組織）認定パネルですね。そういったものがございまして、EBとEBの間に開催しているということでございます。こういった情報につきましてはUNFCCCのホームページにございますので、こちらをごらんになっていただければと思います。

今年行われました理事会と、それから植林ワーキンググループですけれども、今年は理事会は6回開催されまして、それから植林ワーキンググループ、ARワーキンググループは5回の開催ということになっています。今回は、ARワーキンググループが1月末ですね。EBが2月に開催だということです。

こちらですが、これもご存じだと思いますけれども、一応おさらいということで、CDMの手続の流れなんです、まず計画を策定します。まずその次に、方法論といった概要をこれは選択する必要があるございます。方法論の選択ということで、方法論で既に承認されたもので適用可能なものがあれば、それを使って、その上に肉づけしてPDDを書いているだけでいいんですが、そうでない場合で、特に植林CDMの場合はまだ方法論の数が

5つと、非常に少ないので、自分のプロジェクトに合わせた形の骨組みとしての方法論をつくっていく必要があるということで、後で紹介しますが、我が国の場合は2件、今審査中の方法論がございます。これがあつたとしまして、プロジェクト設計書ですね、PDDを作成すると。ホスト国、関係国、締約国による承認を得た上で、指定の運営組織DOEに審査してもらいまして、有効化審査をしてもらうわけでございます。この有効化審査を経た上で、次ですけれども、プロジェクトの登録ということになります。ここまでいったのが、今のところ植林では中国の1件ということなんですね。実施していきまして、モニタリングをしまして、このモニタリングによりましてCERの検証を行ってもらい、認証してもらい、発行してもらいということなんですね。これは、最終的にはこれを削減目標に適用するわけですけれども、ご存じのように、植林のCDMにつきましては、補てんの義務と、一定の期間でCERが失効しますので、その際には補てんする必要があるということになってございます。これが一連の流れでございます。

植林CDMの方法論について、少しご説明いたします。今までのところ、30ほどの方法論がCDMの理事会、植林ARワーキンググループに提出されまして、審議されてございます。このうち、今のところ、この間1件通過しましたが、それを含めまして5件の方法論が通過しております。最初のは0001ということでございますが、これはReforestation on degraded landということで、荒廃地で天然更新の可能性がないというような条件のところでの方法論ということになっておりますが、実際には中国の広西チワン族自治区、桂林があるところなんですけれども、香港の西です。こちらの方で使われる方法論ということで、これはちょうど1年ほど前に承認されております。若干の改訂はございますが、これが一番最初のものでございます。

次が、モルドバのものでございまして、Reforestation of degraded lands through afforestation/reforestationですね。これも、荒廃地を対象とした方法論でございます。

3番目ですが、同じ時期に承認されましたが、こちらアルバニアの件でございまして、これは荒廃地ですが、過放牧が1つの原因だというような条件の方法論になっております。

それから、4番目ですが、これはことしの9月の26回目の理事会で承認されましたが、ホンジュラスの件ですね。これはもともとが農用地で、そのまま放っておくとエロージョンなんかを起こしまして、炭素が放出されるというところでの植林ですが、実際には国立公園の周囲の地域に植林する計画だというふうに聞いております。

それから最後、これは5番目ですけれども、ブラジルの案件でございます。ここに implemented for industrial and/or commercial uses ということでございまして、これは草地、粗放な管理の土地に植林をしまして、実際は銑鉄用の炭をつくるための産業植林ということだと聞いております。実はこれと一体化した炭焼きの方の排出削減なんですけれども、そちらの方の方法論も排出源の方法論として申請されてございます。それとの組み合わせだと聞いています。

次に、先ほど申しました我が国の案件でございますが、今2件が承認に向けて非常にご苦労されているところでございます。1件目は、AR NM0021、Reforestation of Land currently agricultural or pastoral use ということでございます。これはエクアドルでの実施というふうに聞いております。リコーさんと、それからコンサベーション・インターナショナルさんが中心になってこれをつくっておられるところでございます。これまで非常に長い間、承認に向けて頑張っておられますが、E B 26、9月にB判定ということで、再度提出してくださいということになっておりまして、今また作業をしているところでございます。

それから次に、もう1件でございますが、AR NM0028でございますが、これはマダガスカルで王子製紙さんが計画しているものでございまして、せんだってのE B 28でやはり再提出と、B判定ということでございまして、これについても今また改訂作業にご苦労されていると聞いてございます。最初の方は割りと環境的な植林というふうに理解しておりまして、次の方は割りと大規模で、産業植林を念頭に置いているというふうに聞いております。両方とも、実施者の方々がご苦労されていまして、今後の再審査に向けて作業中というところでございます。

今までのが通常規模でございます。通常規模のCDMの場合は、このようにまずは方法論といったものをつくってから、あるいは適用してから、プロジェクトドキュメントを書くんですが、小規模のCDMにつきましては、これは排出源もそうなんですが、これについてはやはりLDCとか、そういった小規模の国とか、NGOとかも含めてかもしれませんが、そういった方々を念頭に置きまして、方法論につきましては、理事会の方で用意するという格好になっております。事業者の方は、PDDを書くところからスタートというところでございますが、この小規模のCDMの方法論につきましては、COP10でガイドランスが決まったわけですけれども、この場でE B、理事会が方法論を策定するということ

になりまして、これを受けて策定をいたしまして、去年のCOP/MOP1で採択してございます。これで一応できたんですけども、2回、最近立て続けに改訂がございまして、9月のEB26では、地下バイオマスの推計式などについて、割りと軽微な改訂だったんですが、今回、ベースラインでのバイオマスの推計式とか、あと放牧のキャパシティに関連したリーケージとか、そういったところについて、かなりまた追加で書いてあるようなところがありまして、ちょっと若干、複雑化しているといえますか、そういった印象も受けるところでございました。一応、この方法論を使いまして、プロジェクトドキュメントは書けるという格好にはなっております。

今までは、方法論、ちょっと長くなりましたけれどもご説明いたしました。CDMのプロジェクトについてなんですが、今のところ、残念ながらというか、あるいは、やっと何とかできてよかったなというところなのですが、一応登録までこぎつけたのが1件ございます。先ほどご紹介しました一番最初の方法論を使ったものですが、中国の広西自治区の珠江、香港の方に流れる川ですけれども、その流域での管理ということでございまして、今年の11月にこれは一応登録ということになってございます。

あと、今のは登録済みでございまして、今有効化審査中のものが一応その小規模も含めて、私が昨日までにチェックしたところでは3件あると確認してございます。1件目は、方法論としまして、先ほどの中国でつくった方法論ですね。これをもとにした案件が、インドで2件あります。これが今、有効化審査中ということになっております。それから1件ですね。これは中国の雲南省の保定市騰冲県というところなんですけど、ビルマとの国境になりますけど、ここで小規模のCDMを立ち上げているということでございます。これは先ほどお話ししましたEBでつくっております小規模の方法論を活用したものであるということになります。

今までのプロジェクトの方法論とか、実際にどんなプロジェクトが今動いているかといったことの例示でございまして、もしこれからプロジェクトを立ち上げることを考えていらっしゃる方は、こういうところからも事例として見ていただきたいんですが、それに加えて、いろいろなガイダンス、こういったものがEBの方から出されております。これもそれぞれもし方法論やPDDをつくる場合には、こういったものを念頭に置いてつくっていただくということが必要になってくると思います。非常にあまたありまして、一応去年のEB20からちょっと列挙しておりますが、このように非常にたくさんございます。ちょ

っと省きますけれども、最後のE B 26、28ぐらいの話について、ちょっと若干お話しさせていただきますと思います。

最後に、せんだってのE B 28の結果でございますけれども、方法論の審査ということにつきましては、先ほどご説明いたしましたけれども、ブラジルの案件がAという判定になりまして、承認ということでナンバーがAM0005という形になっております。

それから、0026のコスタリカ、それから先ほどご説明しましたマダガスカルの王子さんの件ですね。これがBということで、再検討、再提出ということでございます。

それから0013-rev、改訂版、これはベリーズの案件ですね。それから30のコロンビアと、それぞれがCということでございます。ベリーズは、これはもう何回も挑戦して、一応これが3回目か4回目の改訂になるんですが、また落とされてしまいました。それからコロンビアも数字が新しいんですけれども、出されてまた落とされてということで、ちょっとかわいそうかなというところもございます。

それから、先ほど申しましたガイダンスですけれども幾つかありまして、プロジェクト前排出の取り扱いということで、これが実はE B 22で一度決まっておりましたけれども、ベースラインのシナリオの22 (b)、ベースラインシナリオは、a、b、cと3つありまして、aは歴史的なトレンドですね。bが経済的に好ましいシナリオ、cが最もあり得べき土地利用という3つなんですけれども、aとcにつきましては、一定の決まりができたんですが、bにつきましては、ちょっとこれは保留ということになっておりましたが、最終的には22 (a) と (c) と同じ取り扱いにしましょうということで終わっています。

それから、マーケットリーケージというものをARワーキンググループやE Bで検討していたようなんですけれども、これにつきましては、結局は森林の植林のCDMでは取り扱わないということになってございます。この辺は、マーケットリーケージですと外国に木を売ったらそれがどんな影響になるかみたいな話ですので、際限がないんです。こういうものは、取り扱えないというような結果になってよかったのではないかなと思っております。結構、E BとかARワーキンググループ、ものをかなり複雑にしていこうところが結構ございますので、ちょっと心配しているところでございますが、これにつきましては一応やらないということですね。

それから、新方法論策定に当たっての技術的ガイドラインの採択ということで、これは採択されております。附属書19ということでありますが、これもややこしくなくはないん

ですが、一応、これにつきましては、前に排出削減の方の方法論についてのガイドラインというものを採択しておりまして、その植林版ということですので、これは余り、そんなに文句言う話ではないかなというところでございます。

あと、COP/MOP 2での決定について、エンドースしたというところでございますが、これはまた後ほど、詳しく説明いたします。

これまでが、CDM理事会とか、それからARワーキンググループでのお話でございますが、交渉会合としてのCOP/MOP、こちらせんだってのCOP/MOPでの議論について、ちょっとお話をさせていただきます。

CDMについては、当初、上の3つは、そもそもの議題ということで上がっております。CCS、二酸化炭素の回収、それから貯留、このプロジェクトをCDMにも適用するかしないか。これが1点。それから小規模CDM、省エネの上限値拡大ということでございまして、これは最終的には15ギガワットを上限にしていたのを、これを60ギガワットに、4倍にするということで決着しました。これが2点目。それから、これは毎回やるんですけども、CDMの地域バランス、これにつきましてはアフリカとか、そういった地域が少ない。中国、インド、ブラジルに偏っているみたいというところがございます。こういったことについて、議論があったわけですが、植林CDMにつきまして、特に土地適格性のガイダンス、これは前のページを見て頂ければおわかりかと思いますが、E B 26ですね。今年の9月の会合で改訂されたんですけども、これについて、ちょっとおかしいんじゃないかという話がありました。それから、小規模植林CDMの上限値ですね。これは今のところ8キロ二酸化炭素トン/年が上限値なんですけれども、これをちょっと大きくしたいというような国がちらほらおりました。そういうことで、会議中にこういった提案がありましたので、今回は植林CDMについても議題ということになりました。

これはちょっとかなり私、個人的にも携わってきまして、結構問題があるなというふうを感じているところございまして、ちょっと皆さんにもいろいろ考えていただきたいなと実は思っているところでございますが、経緯はこういうことでございます。第26回の理事会で合意されたものが英文配付資料で網かけのPROCEDURES TO DEMONSTRATE THE ELIGIBILITY OF LANDS FOR AFFORESTATION AND REFORESTATION PROJECT ACTIVITIES (VERSION 02)ということでございます。これがE B 26で改訂されたものでございまして、網かけ部分が改訂部分なんです。これ1枚めくっていただきますと、これ

は海外産業植林センターさんにご苦勞いただきましたけれども、お借りいたしました、こちらの方でつくっております和訳です。一応、参考におつけしておりますが、これがちょっと問題ではないかということでございますが、最初のバージョン、網かけがないところにつきましては、COP7、マラケシュで合意したところに割りと沿っているんじゃないかなという印象ではあったんです。この段階では、余り皆さん問題とは思わなかったんですが、この間のCDM理事会でガイダンスを明確化しなければいけない。今までののはちょっと簡単過ぎるということで、この網かけ部分を増強したものに合意しております。そのポイントなんですけれども、プロジェクトを開始したときに森林でなかったことの証明とか、活動が再植林または新植林であることの証明とか、以上を証明するための情報と、こういったところなんですけれども、実際のところでございます。

これは私の方で簡単にまとめたものでございます。ですので、これは内容としては大体反映しているはずですが、本式の本文ではございませんので、実際の方は先ほどお配りしました英文なり、和訳の方を見ていただきたいと思います。大体取りまとめますと、まず最初に、プロジェクト開始時に森林でなかったことについての証明につきまして「木本植生が」というふうな書き出しになっておりまして、あとその閾値について、樹冠率とか成熟時の樹高とか、最小面積、これはなければいけないんですが、最小幅というのを書いております。これはちょっと余計なんです、実はこれは小規模CDMの方法論にもう既に入っております、これはちょっと反対できないのかなという感じはしなくもないです。

それから、これは新しく入れたんですが、人為介入なしには森林に達する可能性のある幼齡林とか植林ではないということですね。伐って一時的になくなったあと自然に植えるという場合もございますので、そういったものではないということですね。それから収穫等により、一時的に蓄積がない状態ではないと。そこにホスト国の森林施業に矛盾しない期間というようなこともまた入っております。

それから環境条件とか、人為圧力とか、種子源の欠如によって、その森林に達する天然木本の植生の侵入・更新が起こらないという状況であるということも確認せよということになっております。これも追加になってございます。

それから次に、これは3条3項、これは国内の吸収源なわけですけれども、この3条3項の再植林、または新植林の定義であるということではなければいけないんですが、これにつきまして再植林、これはもともと1989年大晦日にマラケシュ合意の森林でなかったと。

これがもともとなんで、これではいいんですけれども、今言いました1の(a)ですね。いろいろ余計な要件も満たして、森林ではなかったというふうがいいなさいということで、ちょっとこれもプラスアルファなんかなど。それから新規植林、これは少なくとも50年森林でないということが必要なんです、これを少なくとも4回証明せよということになりまして、これは大変だなということでございます。10・25・40・50年前、全部写真をそろえるなんていうのは、なかなかできない話ですから。

それから多分、これが一番問題になるんですけれども、90年1月1日以降なんですけれども、一度も森林に達したことがない。この日に森林でなかったというのは、これは証明しなければいけないんですが、それ以降、一度も森林でないということ、1秒たりともまでは言わないかもしれませんが、場合によったら毎年、毎月の写真を出せみたいな話になりかねませんので、ちょっとこれはかなり厳しいなという印象をこのとき持ちました。

次ですけれども、最後に証明の情報なんですけれども、これにつきましても、これは若干のそれほどではないかもしれませんが、これにつきましても少し複雑化といいますか、達したところがございました。

こういったことがあったわけなんですけれども、この土地の適格性のガイダンスについて、議論があったわけございまして、これについてブラジルとかコロンビアが指摘したなかでまず一番大きいのが、やはり先ほど言いました「1月1日以降、一度も」というところですね。これはマラケシュを逸脱しているのではないかとということを非常に強く主張しました。この主張というのは、EB、理事会が間違いを犯したということにほかならないですが、EBも人間なんで、判断を誤る場合もあると。確かにCOP/MOPから技術的なことについてエントラストしているわけなんですけれども、もし間違いが発見されたら、COP/MOPから指示してもいいだろうという話でございます。それから、つけ足しになりますけれども、脚注部分がおかしいという話もございました。

実はこの話、私CDM理事会にオブザーバーで出ているんですけれども、EB26のときに、ちょっと変じゃないかという話をしたんですけれども、いかんせんオブザーバーですから、記録されるにとどまるというところでしたが、今回、実際に発言する国がありましたので、一緒になってこのガイダンスの改訂部分はおかしいという話をいたしました。EUとか中国なんですけれども、内容というよりも、一度EBで技術的判断したんだから、それを覆すのはおかしいということとか、森林破壊が定義上起こらないかみたいな話をし

ておりました。一応、こういうことで、若干対立はございました。こんな議論がございました。

次、小規模植林CDMですけれども、これは上限値が8キロ二酸化炭素トン／年ということで決まっておりましたけれども、今回、コロンビアとかボリビアが上限値を再検討したいという話をしました。私の方からはどのくらいにしたいのか、省エネなんかも大きくなったみたいだけれども、ということを言いまして、それについては余り具体的な数字は聞かれませんでした。ちょっと大きくしたいということのようです。ブラジルは、土地適格性の方ではコロンビアなんかと一緒にあったんですが、これについては逆で、これを考え直すとまたいろいろ厄介な問題が起こるということで、こんな再検討はやめようではないかと主張していました。

最終的な結論なんですけれども、土地適格性のガイダンスにつきましては、今のところオリジナル版も改訂版も一応プットオンホールドにしましょうということになっております。パブリックインプット等を行ってもらいまして、それを踏まえて理事会がもう一回書き直しをします。それをもう一回パブリックインプットを求めるという念の入れようになりました。この間の理事会で、このパブリックインプットにつきましては、来年1月1日から2月21日までということになっております。これはパブリックインプットなんです。それこそ個人でインプットしても全然構わないということになります。そうでなくても、例えばこれに興味ある企業なり、あるいは何か組織をつくっていただいて出すということもありかなと思います。林野庁といいますか、政府としても、ひとつこれにつきましては、今までのいきさつも含めていろいろ意見を出ささせていただきたいと思っておりますけれども、もし興味のある方がいらっしゃいましたら、ご検討いただきまして、これについていろいろコメントをしていただくのはどうかと、こういうふうに考えてございます。

もう一つ、小規模植林のCDMの上限値、これは一応パブリックインプットではなくて、各国やNGOといったところの意見提出ということになっております。ですから、これはちょっと個人ではできないんですけれども、出してもらいまして、来年の2月23日までですね。これに基づいて次のSBSTA26で検討しましょうということになりました。EB28では、これはきちんと決まっていますので、テイクノートということで終わりました。

今の2つですね。土地の適格性ガイダンスと、小規模の上限値、これにつきましてはそちらにもお配りしましたけれども、ディシジョンについてこれまでアドバンスでエディッ

トはされていないものなのですが、Decision-/CMP.2というのがありますね。これがCDMについての決議なのですが、これのパラの25から27でございまして、もしよろしければこちらの方も確認させていただきたいと思っております。

大体、この辺までが植林CDMにつきましての今年の動きになりますが、少しこちらからのご案内でございまして、林野庁といたしましてもCDMの枠組みも活用した国際的な持続可能な森林経営が促進されればいいなと考えておまして、一応、情動的、技術的なところでのお手伝いをしたいと考えておまして、今一応3つ、事業を立ち上げております。技術指針、これは方法論とかPDD作成の支援ですね。それからベースライン調査、これはデータ収集、炭素吸収量などのデータ収集、それからCDMの植林の人材育成ということで、これは国内、海外研修などを通じた人材育成ということで、この3本を一応やらせていただいております。先ほど、ご紹介もありましたけれども、JIFPROさんの方で国内研修及び国際フォーラムを来年2月の初めの方だったと承知しておりますがまいりますので、そちらの方もご関心のある方はぜひ参加していただきたいと思っております。

こういった情報ですけれども、我が庁の方でヘルプデスクというものをお粗末ですけれども開いております。近日、ロードマップ掲載予定となっておりますが、既に更新しております。ちょっと見えにくいかもしれませんが、こちらが直接ヘルプデスクの方に入ることになります。

それから、JOPPさん、海外産業植林センターさんの方でも、方法論とかツール、そういう和訳について、翻訳版ですね。そういったものについていろいろ情報をそろえていらっしゃいますので、こういった方も見ていただければと考えてございます。

それから今後の動きなんですけれども、不確実性の取り扱いとか、QA/QCとか、そういうことについて、今後議論が進んでいくのではないかと思います、1つこれはお願いでもあるんですが、やはり政府としまして、交渉なりあるいは理事会などに何らかのかかわりというものは持っておりますが、やはり実際の実務者の方々がその方法論、あるいはPDDの承認といった今後の事業ということを通してしかわからないところというのは、多分たくさんあるはずなんです。ですので、そういったことについて、やはり今後、関係者の方々でできる範囲で協力していくということが、我が国として植林のCDMを推進していく上で非常に大切ではないかなと思っております。

それから、ちょっと書いておりませんが、先ほどの土地適格性のガイダンスでもそうで

すけれども、理事会とか、特にARワーキンググループが非常に学者さんといいますか、専門家と言われる方が入っております、どうしても非常に精緻化、複雑化の方向に向かいがちだというところがございます。理屈はあるんでしょうけれども、必ずしもCDM植林推進という方向かという、ちょっとわからないところもあるわけですね。その辺も私もから声を上げていこうと思いますけれども、やはり今後、関係者の方々、事業者の方々で、声を上げていくということも必要ではないかなと思っております。そういった形のフォーラムもぜひ、もしつくっていただくといいますか、そういった可能性も考えていただければと存じます。

では、最後になりますけれども、時間が過ぎてすみません。森林減少についての議論をちょっとしていきたいと思っております。背景でございますが、実は森林減少、特に熱帯林の減少になるわけですけれども、これが非常に多くて、実際は全世界の排出量の20%か25%、4分の1、5分の1ぐらいがその森林減少からの排出ということになっておりまして、これは我が国の総排出量の5倍、アメリカの総排出量ぐらいに匹敵すると——ここにございますけれども——ということになっております。その大もとであります森林減少ですけれども、これは表から見ますと年間820万ヘクタールと、若干スピードは下がっているとしても大規模でございまして、ほとんどが途上国に集中しているという状況でございます。

これまでの議論の動きなんですけれども、これはPNG提案とか言われておりますけれども、去年のCOP11で、PNG、それからコスタリカといった国が、森林の減少抑制、こういったことについてインセンティブを与えるような仕組みがあった方がいいんじゃないかというような提案をしております。議論の結果、ちょうど2年間ですが、来年末までになります、2年間検討しましょうと、それを取りまとめましょうということと、あとワークショップをやりましょうということになりました。今年の5月では、ワークショップのアジェンダーについて議論しまして、科学的、技術的な側面が1つ、それから政策的措置——要はどんなインセンティブの与え方があるのかみたいところです。この両面について、意見交換をしましょうねということで決まりました。

第1回目のワークショップでございますが、ローマで今年8月末にあったんですけれども、アジェンダーに沿いまして、森林減少抑制に関する科学的・技術的事項、これには森林減少をどうやって補足するかといったことまで入るわけですが、そういった面と、それからどんなインセンティブを与えることができるかと、政策的な面についての意見交換が

ございました。PNG・コスタリカから、インセンティブの仕組みについてこんな案があるのではないかというような提案がございました。その提案の内容でございしますが、これも我々の方でちょっとイメージしたものでございますので、必ずしもこのとおりかどうかわかりませんが、例えばこのように森林減少がどんどん進んでいってしまう、これをインセンティブを与えて、減少は続くんだけど、その減少率なり量なりを下げていきましよう。例えば、そこに何か線を引いておいて、ある一定以下よりも下げたら、この差をクレジットとして与えようとか、例えばこんなようなイメージかなと思っているわけですが、いずれにしても今のトレンドから減少率を下げた分、この間を何らかの形でクレジットとしてくださいというのがPNG・コスタリカの提案でございします。こういう形でございします。

技術的には、こんな利点があるよということを彼らは言っています。まず追加性ですね。植林CDMでは要は追加性なんかを一生懸命証明しなければいけないんですけども、これは国レベルで森林減少率を1つのベースライン的な形にできるのではないかと。それからリーケージにつきましても、これは非常に皆さん頭を悩ませる、CDMですと頭を悩ませるんですが、これを国レベルでやるんで、基本的にはないだろうというような話なんです。それから、モニタリングですけれども、これもバウンダリとしては国全体になりますから、そういう意味ではリモセン使って、非常に正確に低コストにできるだろうということ、これはPNG・コスタリカの方からの主張でございしますが、こういう話をしてございします。

各国ではどういうふうを考えているかということですが、森林減少を食い止めますよ、あるいは温暖化という枠組みの中でも考えていきたいと思いますよということについては、これはだれも異存がないということなんです、どういうアプローチにするかということはまだ早いでしょう。まずは、先進国としては技術的とか方法論とか、そういったことから検討した方がいいのではないですかということをおっしゃっています。アメリカは京都議定書にも入っていないわけなんですけれども、ここは新たなメカニズムを導入するのにもちょっと消極的でありまして、もしお金が惜しいのであれば、GEFとか既存の枠組みがあるでしょうというような話をおっしゃっています。

EUなんです、ここはご存じのとおりアフリカ諸国なんかはかなり肩入れしようということ、ところがちらちら見られるんですが、実効性とか公平性の観点から、技術的・方法論的

にきちっと見ることは必要だというふうに言いつつ、結構、リモセンなんかでバックアップなんかを始めております。パイロットプロジェクトをやろうかというような話もしてありました。

では、途上国、非附属書 I はどうかといいますと、先ほど申しましたように、PNG・コスタリカはやはりお金というよりはクレジットですね、市場メカニズムの優位性があるのだと、これを使いましょうという話をしています。ブラジルは、クレジットを売ってみたい、市場メカニズムについては反対しております、基金があるんですね。これを分け合うような方式にしようではないかというような話をしております。

それから、中央アフリカ、ここはコンゴ流域ですけども、PNG 提案はいいねと言いながら、独自に持続可能な森林経営をできたら、その分お金をちょうだいというような方式を提案してました。この辺が一連の提案になります。

PNG 提案ですけども、課題として挙げられるとすれば、森林劣化の取り扱い、これをどうするのかと。森林減少は衛星で見ればわかるんですが、森林面積は減らないけれども実際には炭素排出があるんですね。森林劣化をどう把握したらいいのかと。それから附属書 I、先進国の 3 条 3 項ですね。こういったとことでの排出の計上の仕方とどう整合性をとるのか。それから植林 CDM との整合性もありますね。こちらは追加性の証明とか、リーケージ阻止とか、いろいろあるわけですけども、これとどういうふうに整合性をとっていくのかということです。それから追加性です。これについても、その人為努力と自然影響をどういうふうに切り分けるかとか、それから吸収源に転じたとき、これはベースライン引けませんから、どうするのかと。実際、コスタリカは今吸収源なんですけれども、どうするんだというふうにいろいろ質問したりしております。

あと、林業というか、そういったほかの要因もいっぱいあるだろうと。農産物価格が上がったたり下がったり、天候による年変動、そういったものも影響するのではないかと。ほかの既存の国内政策措置もあるでしょうし、そういったところの評価をどうするのかというところもあるかと思えます。それから、リーケージの問題ですね。他分野にリーケージしたり、隣国へリーケージしたらどうするか。不遵守については、これは実際にデビットを発生させるみたいな話もなくはないんですが、実際の義務的な排出削減目標でなければ、それはどういう意味なのかと。モニタリング、小さい国ならやりやすいけれども、大きければ大変。それから解像度が低ければ安く買えるんですが、それだと、実際把握が不可能

ではないかと。それから伐採なんですけれども、土地が減ったときに、それは更新を伴う伐採なのか、そうではないのか。どういうふうに切り分けるのか。それから実際に林業サイクルの中で関係しますけれども、伐採したときに、そういったものをどう評価するのか。いろいろ課題があるのではないかなと、こういったことを今後議論してクリアしていく必要があるのではないかと考えております。

この間のSBS TA25では、引き続き第2回のワークショップをやるんですが、引き続き技術的・方法的なもの、それから政策的なもの、両方やりましょうということ。それからそれについて各国から意見提出をするというところがぜひデータを出してくれということを決めております。

一応、検討スケジュールはこんな格好になっております。一応、SBS TA27に報告するということになっています。こちらの方も国内といいますか、途上国の吸収源という話なんですけど、今後、第2約束期間以降の話でしかないんですけど、第2約束期間以降の植林CDMとか、あるいはクレジットの話もございまして、全体の流れともかかわってきますので、注視していくことが必要ではないかなと思います。

これで終わりにしたいと思いますけれども、最後にすみません。皆さん、今日は本当に来ていただきましてありがとうございます。先ほどもちょっと申しましたけれども、方法論の策定、PDDの策定、それから実施というふうに移っていきませんが、それに対してガイダンス等で非常に精緻化して難しくなってくるという中で、やはり何らかの力の結集といいますか、声を上げていくということが非常に必要ではないかと考えておりますので、この場がある意味でそういう場になってもらえたらいいなと考えております。

これからも林野庁としてCDM植林の推進に努めていきたいと思っておりますので、ご協力どうぞよろしくお願いいたします。

どうも、今日はありがとうございました。（拍手）

○司会 赤堀補佐、どうもありがとうございました。

それではただいまから10分ほど休憩をとらせていただきます。あの時計で、今14分ぐらいでございますので、25分ジャストにスタートしたいと思っておりますので、25分若干前までに席にお戻りになるようによろしくをお願いいたします。

では、よろしくをお願いいたします。

〔暫時休憩〕

質疑応答

○司会 それでは、そろそろ質疑応答の時間に入ります。恐縮でございます。お席の方にお戻りお願いいたします。

これから30分強の時間がございますが、今までご報告いただいた内容、あるいはそれ以外でも結構でございます。あるいはご質問ということではなくて、先ほど講師の方からもございましたけれども、意見というのもいろいろあるかと思えます。質疑応答を進めさせていただきますと思います。

それから、ご質問あるいはご意見ある方、挙手をお願いしたいんですが、その方へ私どもの係りの者がワイヤレスマイクをお持ちいたしますので、マイクが届きましてからご発言をよろしくお願いいたします。それから、ご発言に先立って、もし差し支えなければお名前、それからご所属についても言っていただければ幸いです。

それでは赤堀先生、よろしくお願いいたします。

それでは、質疑あるいはご意見、ご質問等ございましたらよろしくお願いいたします。

どうぞ。

○山下（コンサベーション・インターナショナル） コンサベーション・インターナショナルの山下と申します。

質問なんですけれども、7ページの植林CDM方法論の小規模CDMの改訂というところで、E B 28でベースラインでのバイオマス推計式や放牧キャパのリーケージについて改訂ということなんですけど、ここはもしご存じでしたら、ちょっと詳しくご説明いただけないかなと思いました。

○赤堀講師 わかりました。これは私もそこまで勉強がどのくらいしているかというのはあるんですけれども、今回はもう掲載されておりますけれども、E B 28の報告書のアネックス18ということで出ております。一応バージョン4ということになっていますね。お持ちした方がよかったかもしれませんが、例えば、パラ14というところ以降に、かなり追加がありまして、例えばバイオマスカーボンプールがコンスタントだということがきちんと証明できれば、それはイグノアしていいと、まあここはいいんですけれども、それから、あとパラ28というところがありまして、ここは周辺地域に特段のバイオマスがなかったときですね。そのディグレーデッド、劣化した年とか、そういった場合、きちんと証

明できればリーケージはインシグニフィカントと、特段のものではないと判断していいというようなどころとか、この辺は悪くはないですね。

あと、リーケージのところ、これ細かいところなんですけれども、パラ49でヘクターあたりのグレイジングアニマルズですから、放牧された家畜ということになりますか、そういったことについてその数を示せとかありました。ちょっと全体的に総括できないんですけれども、これ、ちょっと言い訳めきますけれども、AR11ですね。これで実は議論される前の案があって、これはかなり私は問題だなとそのとき思っておりました。というのは、 N_2O について、これが結構特出されていて、これをきちんとはかれということになったんですね。要はファータライゼーションですから、施肥について急に計測せよとなったんですが、これはたしか採用されていないはずなんです。これは私もちょっと余り急にぎりぎり締めるのはどうかなと思ひまして、もともとシンプルファイドなはずなんです。どうかなと思ったんですが、これは入っていませんでした。

というようなどころですね。すみません。ちょっと私として、個人的に問題として感じたのは、2回続けて変更したんですね。1回目は非常に軽微なところで実害は全然なかったんですが、再々、そういうふうに変えるということについてどうかということでした。それからもう一つ、当初の案では、先ほど出ていましたland eligibilityについて、普通規模のですね。今プットオンホールドになっている案ですけれども、あれを使えということになりました。もともとは非常に簡単な土地適格性のアネックスAであったんですが、それを全部通常規模のと同じにせいということになりましたので、特に議論があったところだったんですね。それも急に差し替えるのはおかしいんじゃないかということにしました。それにつきましては、今、プットオンホールドになっているということを意識しておひまして、新しいのができるまでマラケシュに従ってやりなさいということなんです。そういうことになっております。ですから、land eligibilityについては、今後全体のガイダンスがもう一回つくられれば、それを適用しなさいということに変わってきます。

すみません。ちょっとまとまっています。

○山下 ありがとうございます。

○司会 ありがとうございます。ほかにご質問、あるいはご意見等、何でも結構でございます。

どうぞ。

○加藤（海外林業コンサルタント協会） 海外林業コンサルタント協会の加藤でございます。本日は非常に有意義なお話、どうもありがとうございました。

1点、ちょっと質問プラス意見ということでお伺いしたいんですが、土地適格性ガイドランスの改訂の部分ですね。1の（a）の4番目に、環境条件、人為圧力、種子源の欠如により森林に達する天然木本植生の侵入・更新が起これないということがあるんですが、この更新という言葉には、原文を見ますと「regeneration」となっておりますが、成長という概念は含むのでしょうか。

何をお聞きしたいかということ、もともとマラケシュ合意での森林の定義の中に、現状幼齢林であっても、将来森林の閾値を超える部分については、現状でも森林とみなすということになっておるのですが、例えば、樹種的にはもう完全に閾値を超えてしまうような樹種が入っていて、現状その灌木状態になっているんだけど、人が人為的に薪炭供給等に使っているがために、閾値を超えないと、灌木状態が続いていると、そういうものは天然林とみなすのかみなさないのかと、現状でも森林とみなすのかみなさないのかというのが、私の中で非常にわからなかったところなんですよね。そういう意味において、この人為介入が更新が起これない、あるいは成長が起これないということが言えるのであれば、この文は非常に有効かなと。特に東南アジアの中では有効になるのではないかなというふうに思っております。その辺をちょっとお聞かせ願えればと思います。よろしく申し上げます。

○赤堀講師 ありがとうございます。今は、こちらの改訂したland eligibilityですと、1の（a）の4ですね。これがオーセンティックですので、一応これを見ていただきまして、これでいきますと……

○加藤 単に「regeneration」というのを、単に種子が入ってこない。それは成長は含めないで、単に外からの種子が入り込まないという意味であれば、本当言うと、その「growth」までを含めた方がもっといいのではないかなと、私なんかは思ったんですけども。

○赤堀講師 そうすると、あれですか、アンソロポジニックプレッシャーによって、「regeneration」が起きないということですね。そういうところも入るということですか。これはそうですね。一応これはプットオンホールドになっているんで、これは一応今のところないということと考えることが1つなんですけれども、あとは、これenvironmental

condition等含めて、これが入っているのはどういうことかということになるんですけども、例えば薪炭林でみんなが伐っているから、threshold（閾値）を超えないけれども、それがなくなったら超えるだろうというところですよ。そこはどうですかね。ただ、これ、多分、lack of available seeds sourcesなんていうことから言えば、そういういろいろな形から元に戻る、森林になってしまう条件がないということを行っていますよね。ですから、ちょっとそういうことまでちょっと想定できるかどうかは、どうですかね。個人的にはなんか難しい気がするんですけども。

○加藤 そうなってくると、現状は灌木地で、いわゆる森林の閾値を超えていない、人為の影響で超えていないけれども、人為の影響がなくなれば超えてしまうような灌木地の場合、人為影響が継続されるがゆえに超えないために、現状では森林ではないということが言えなくなりますよね。そんなところにそういうことにすれば、もうほとんどの東南アジアの灌木地は対象になり得ないです。

○赤堀講師 そうですね。ちょっとここで多分、ここからだけ判断するのは多分非常に危険だと思うんですよ。こういうプットオンホールドでやるということと、あとこれ確かにこれが一度通ったという現実はあるにせよ、ちょっとそこところに期待する、そこにかけてしまうということですよ。それがちょっとどうかというのは、いろいろ検討が必要かなと思います。個人的ですが。

○加藤 どうもありがとうございます。

○司会 どうもありがとうございました。

ほかに、ご質問あるいはご意見等ございますか。

どうぞ。

○城殿（JICA国際協力機構） JICA国際協力機構の城殿と申します。2点ほど、ご質問をさせていただきたいと思います。

私自身、余り今回のテーマの内容については不勉強で、そんなに詳しく理解していませんけれども、そういう意味では非常に今日ご講演くださって、ある程度その理解が加速されたのではないかなという印象です。

そこで、最初の質問なんですけれども、CDMの中で、全体的に森林CDMがまだごくわずかとか、しかもその判定に関してはなかなかA判定のものが少ないという状況の中で、今後の見通しとしては、どのような見通しを持ったらいいかというようなこと

も、もしお答え願えればありがたい。

2点目は、地域バランスについて、この森林CDMの地域バランスということ考えた場合、そのポテンシャルとして熱帯林地域というか、そういうようなところである程度そのポテンシャルが高い。素人目にすれば、そういうような印象を受けるんですけども、一方でその熱帯林をたくさん持っているところというのは、特に私は3年ほどブラジルにいたんですけども、アマゾンの森林帯を含めて、相当消失速度が早いのと、それから森林の劣化が起きているというか、そういう2つの裏と表の状況があるんですけども、そういう地域バランスについて、特にこの森林CDM、今後伸びていくという可能性があるところとして、ある特定の地域みたいなものが日本のその政府側から見たらあり得るものなのかどうか。その2点をお伺いしたいと思います。

○赤堀講師 どうもありがとうございます。まず1点目で、森林CDM、件数が少ないということについてですけども、今後の見通しですね。これはちょっと非常に難しいんですけども、1つはまだ登録までいったのは1件しかないということ。登録申請中のものもあるわけなんですけども、ただ、明るい側面としてはやはりまだ方法論の段階、かなり初歩の段階ですが、トライしているものが非常に多くなってきているということが1点あります。

あと、2つ目の地域バランスとの関連にもなるんですけども、地域バランスということになりますと、実際ブラジルということですが、ブラジルは結構排出源でもやっている方の国ではあるんですね。ですからCDMでゲットしているところではあります。ただ、ブラジルの代表団がその土地適格性についていろいろ文句を言っていたのと重なりますが、彼らはA/R CDMに非常に関心があります。アマゾンで幾つかやりたいと。だめになった方法論も実はあるんですけども、今回通ったわけですから、非常にやりたがっているというふうに感じております。

問題は、やはりアフリカとかそういった地域なんですね。そこは、要は排出源のCDMは、ほとんどできないんですよ。要はもともと排出がないからできっこないというところがあるわけで、ちょっと極端な言い方かもしれませんが、中国とかインド、ブラジルみたいに、もともと排出量がある国であれば可能性はありますが、ない国ではやりようがないわけですね。それに比べて、全くの砂漠ですとちょっとできませんが、森林であればある程度の土地と降水量があればできなくないわけです。ですから、そういう意味では

地域バランスの上でも、植林CDMはポテンシャルがあるのではないかなというふうに思います。やはり、問題はアフリカにすぐ行くかということで、王子さんなんか非常に苦労されているのではないかと思います、やはり地元のキャパといいますか、やっぱりそういったことも多分考えないといけませんから、そういう面で難しさというか、実際に排出源も含めて、なかなかそのアフリカにCDMが立ち上がらない原因も1つあるのかなというふうに考えております。ちょっと両面ですけれども。

○城殿 ありがとうございます。それともう一点、その関連なんですけれども、方法論そのものが、まだ非常に不安定な状況にあるというような印象を持ったんですけれども、それはそういう不安定要素を抱えながらも、経験しながらある程度、精度を高めていくというような、そういう感じなんでしょうか。

○赤堀講師 それは、私自身実際にプロジェクトを立ち上げる方ではないんで、実際に自分でその方法論なりプロジェクトを書いている方ではないんですが、第三者として見る限りは、やはり不安定性といいますか、まだ相場ができていない部分が多分あるんですね。ですから、新しい課題がどんどん出てきてしまうというところが多分ありまして、そこでそれぞれ何回も対応しなければいけないんですね。方法論を通すのは大変だったりとかご苦労されている方が多いわけですね。ですから、ある程度の安定といいますか、相場観がどの辺で生まれるのかどうか、そういうところに早く来てほしいなど。精緻化は大切なんですけれども、余り複雑化しないでやっていただきたい。あるいは、要はそういう話を何らかの形でEBなりに投げていくということが必要なのではないかなというふうに感じているところです。

○城殿 どうもありがとうございます。

○司会 ほかに、ご質問あるいはご意見等ございましたら、よろしくお願ひいたします。

具体的なプロジェクトがまだ1件とかいうような状態でございますが、いろいろ難しい点が多々あるかと思ひます。そんな難しい点等も含めて結構でございます。ご質問、ご意見等ございましたらよろしくお願ひします。

ちょっとお待ちください。

○坂田（大和証券SMB C） 大和証券SMB Cの坂田です。ありがとうございます。

このコスタリカの提案なんですけれども、これ具体的にどこに資金が流れるのかということ、大規模プランテーションをやる事業者にもそういうものが流れるのかということ

ろが心配なんですけれども。

○赤堀講師 それはPNGの提案の方のお話ですか。

○坂田 コスタリカと両方、違うんですか。PNGとコスタリカの提案は。

○赤堀講師 いや、同じというか、共同で提案しているような感じなんですけれども、森林減少の話ですよ。

これはまだ始まったばかりですし、第2約束期間にクレジット発生させるという、まあ義務ではないんですけれども、ちょっと削減義務に似たような形をとるということを想定しているわけなんです。それもプロジェクトベースではなくて、ナショナルベース、国ベースになるわけです。まずは、第2約束期間の全体の動きがどうかというのがわかりませんから、まだ全然見えていないので、そこにどういうふうな形ではめ込んでいくのかなというのがわからないので、ちょっとコメントしにくいんですけれども、まずプロジェクトベースではないので、先ほど言いましたように、ベースライン、リーケージとかその辺非常に簡素化されるというところがあります。ですから、どういうプロジェクトドキュメントみたいなものができるようなイメージなのか、その辺はよくわかりません。

あと、まず必要なものとしては、やはりどう捕捉するかということが1つ大切ではないかなと。EUなんかは実際にそれでもうプロトタイプでいろいろ何か支援を始めているんですけれども、そういう話がなくても、途上国は、なかなかまだ自分の国の森林資源を把握するというシステムがないんですよ。ですから、それがなければ結局どのくらい減ったかなんてわかりませんから、そういうところの支援というところから始めていくしかないのではないかなというところですよ。

あと、資金がどう流れるかというのは、ちょっとそうですね、私も考えたことは余りなかったんですけれども、最終的にどの国が参加するのか。中国とかブラジルみたいな大きな国がそういうスキームに参加するのかどうかと。1つ言えるのは、ブラジルはクレジットではなくて、お金の基金の分配をしようという話をしたんですよ。私も聞いていて余りそれは機能するかなと思ったわけですね。というのは、そうになってしまうと、お金の山分けですから、そうすると大きな国が勝つに決まっているんで、そういう印象はちょっとありました。ただ、ちょっといずれにしてもまだその辺の判断をするのはかなり早いかなということですね。またこれからもフォローしていただければと思います。

○司会 ちょっとお待ちください。

○原口（海外産業植林センター） 海外産業植林センターの原口です。

質問というわけではないんですが、ちょっとお願いということでもらいたいと思うんですけども、私は28番でマダガスカルの開発に携わっておりまして、いろいろな苦勞をしております。

そういった中で、なかなかご相談するにも相談する相手がなかなか見つからないし、あとのままPDD書いていたり、実際にまたクレジットをつくっていたり、出てきたクレジットは補てん義務があるから、どういうふうにだれが買ってくれるのか、なかなかわからないところが非常に多いと思います。また、吸収源CDMがまだ方法論が5件しかないというのも、国内制度のクレジットの取り扱いであるとか、方法論は難しいとか、いろいろな問題点があると思います。ぜひ、赤堀さんのお言葉を借りて、今度はプロジェクトの実施者サイドに、あるいは実施者を掘り起こすようなそういった場をぜひ提供してもらえればよろしいかと思うんですけども、私も力及ばずながら今までの知見等々に関しては、なるべく公開していきたいと思っていますし、ぜひそういった議論をする場をつくっていただければと思っています。ご検討いただければと思います。

○赤堀講師 どうも、非常に貴重なご意見ありがとうございます。多分、これはもう本当に個人的な意見になってしまいますが、やはり原口さん、王子製紙さんの経験もそうだと思います。いろいろな切り口で、勉強会とかされていたり、私どももちょっとしているんですけども、そういったところがあるということは、よく把握しております。今は多分非常にボランティアにそういういろいろな場で、自然発生的に勉強会とかされていると思いますけれども、やはりそういったところを核に何か任意の場かもしれないけれども、何かつくっていくとか、力を合わせていく、力を結集して、最終的には何らかの発言をしていくという場まで持っていけたらいいなと思っています。

あと、やはり掘り起こす場ということですが、やはりそういう場があれば、やはり関心のある方にぜひ来ていただいて、最終的な判断は、いろいろ、やるやらないにしても、あると思いますけれども、まずはわからないといずれにしても立ち上がれませんから、ボランティアの場であっても、そういったところからいろいろ情報発信していくということは大切だと思います。私どもも非力ながら、幾つかプロジェクトをしておりますし、今後も続けていきたいと思っていますので、そういったところも通じて、情報交換していきたい

と思います。

○原口 どうもありがとうございました。

○司会 ほかにご質問、あるいはご意見等ございましたら、よろしく願いいたします。

○大山（東京電力） 東京電力の大山です。本日はありがとうございました。

可能な範囲で教えていただきたいなと思うんですけども、日本政府のA/Rプロジェクト承認の承認ステップの方は、見通しの方はいかがでしょうか。そろそろ認めていただければなというふうに思っているんですけども。

○赤堀講師 A/R CDMについて、それはどちらかにアプローチはされておられますか。

○大山 いろいろと相談はさせていただいているんですが、なかなかはっきりとした日程がいただけておりませんので、検討中だというのは伺っているんですけども、そのレベルをいってなくて、もしご存じでしたらいつごろぐらいというようなことをおっしゃっていただければなど。

○赤堀講師 わかりました。多分、前もお話し申し上げたところがあると思いますが、関係する省庁でそこはあれしなければいけないので、すみません、もう一度ご相談させていただくことにいたします。

○大山 ありがとうございます。

○司会 どうもありがとうございました。

あと、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

○浦口（三菱総合研究所） 三菱総合研究所の浦口と申します。

PDDの作成に少し携わっているんですけども、その中で、A/RのPDDのガイドラインですとか、あといろいろな決定事項を見ていると、使いにくいというのがありまして、排出系のPDDを手がけている人間に言わせると、A/Rはやっぱりおくられているねというところがあるんですけども、その排出系の知見をA/Rにそのままもう少し効率的に持ってくる事ができれば、苦労も減るんじゃないかと思うんですが、そういう人的な交流ですとか、知識の交換というのは、今行われているのでしょうか。

○赤堀講師 すみません。私も本当に排出の方は不勉強で、もっとそちらの方の状況も理解しなければいけないと思っておりますが、1つは、A/Rワーキンググループには、必ず1人、方法論のパネルから入っているはずなんですよ。ですから、そこからあちらでこう決まったんで、こちらでこう決めましょうね、みたいな話は、必ずあります。ですから、

そこのつながりは一応あるはずですが、ただやはり森林特有だということで、複雑になっていってしまうところがあるかと思います。そこのところもどういうふうにアプローチしていくかということになるわけですし、基本的にE BとA/Rワーキンググループで技術的に決めてしまうのは、本当にだれでもこれ一応何か意見があれば、個人名でも投書していることにはなっているんですね。でも個人名ですと余力がないかもしれませんけれども、一応見ることになっています。ですから、まずは例えばどういうところが、特に比較の上で問題かということとか、ぜひまたちょっと教えていただきまして、あとはそれをどういうふうに行っていくことができるか。そのアプローチの仕方についても、ちょっと考えていく必要があるかなと思っております。

○浦口 ありがとうございます。

○司会 どうもありがとうございました。

あとまだ若干、時間がございますが、ご質問あるいはご意見等ございますでしょうか。

あと、よろしいでしょうか。

それでは、そろそろ時間でございますので、ご質問等も尽きたようでございます。

以上をもちまして、COP12等報告会を終了させていただきます。また、最後になりますが、赤堀補佐に本当に長時間にわたりましてご報告あるいは質疑応答のお答え、丁寧にしていただきまして、本当にありがとうございました。

○赤堀講師 それで、ちょっと一言だけ。何かありましたら、そちらの今日お配りしました資料の頭に、Eメールアドレスとかありますので、ぜひご連絡いただければと思います。

○司会 それでは、最後に赤堀講師に拍手をよろしく願いいたします。以上で終了いたします。（拍手）

今日は、どうもありがとうございました。（拍手）

閉 会

気候変動関連交渉及び 植林CDMに関する動き

林野庁海外林業協力室・赤堀
2006年12月
satoshi_akahori@nm.maff.go.jp

1. COP12の概要と交渉全体の流れ
2. CDMに関する議論
 2. 1 CDM理事会/植林WG
 2. 2 COP/MOP2
3. 森林減少に関する議論

1. COP12の概要と交渉全体の流れ

COP12、COP/MOP2の概要

- 11月6日から17日までケニア・ナイロビで開催
- 条約締約国180カ国、国際機関、NGO等のオブザーバーも含め約6,000名が参加、閣僚会合にはアナン国連事務総長が出席
- 我が国からは、若林環境大臣ほか約80名の関係者が出席
- 次回COP13、COP/MOP3は、インドネシアで開催予定。

COP12、COP/MOP2の主な成果

- 2013年以降の枠組について、議定書9条による第1回見直しを実施、第2回は2008年のCOP/MOP4。また、先進国の約束に関する第2回AWGを開催、今後の作業スケジュール決定。
- 適用に関する「ナイロビ作業計画」、技術移転に関する専門家グループの延長など、途上国支援について検討。
- CDMについて、CCS、小規模CDMの上限値拡大、地域バランス、植林CDMのガイダンス等について検討、途上国のCDM参加支援イニシャチブ「ナイロビ・フレームワーク」を発表。



個別会合(CDMコンタクトグループ)



気候変動に関する将来枠組の検討体制

京都議定書第一約束期間終了後の枠組については以下の3つの検討プロセスからなる検討体制が整備

条約に基づくプロセス

①長期協力対話

(全ての条約加盟国による長期的協力のための行動に関する対話)

- ・途上国、米、豪を含む全ての条約締約国による将来的な気候変動対策に関する意見・情報交換
- ・2006年5月から最大4回のワークショップを開催
- ・結果はCOP12、13に報告
- ・議題: 持続可能な開発、適応、技術、市場メカニズム 等

議定書に基づくプロセス

②9条に基づく議定書の見直し

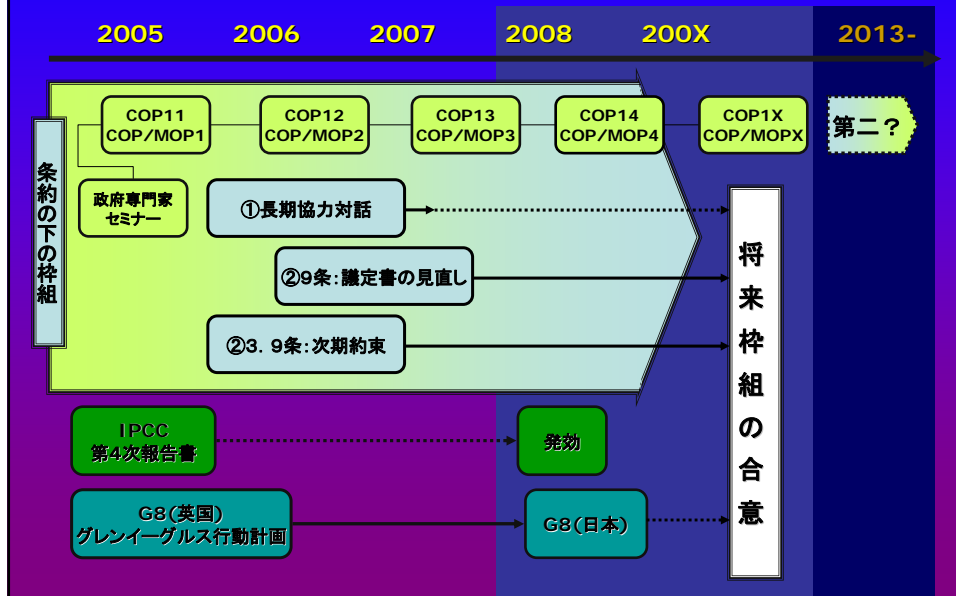
- ・2006年11月のCOP/MOP2から検討開始
- ・具体的な議題、関連情報等については2006年9月までに各国から意見提出

③3条9項に基づく検討

- ・附属書I国の次約束期間の削減目標に関する検討
- ・COP/MOPの下に作業部会(AWG)を設置し、2006年5月から議論開始
- ・第一約束期間と第二約束期間の空白を生じないよう検討を進める

我が国は「全ての国が参加する実効性ある枠組の構築」をコンセプトに、3つのプロセスをセットで議論すべきと主張

検討スケジュール(見込み)



2. CDMに関する議論

2.1 CDM理事会/植林WG

京都議定書ガイドライン作成

- COP7(2001年11月):京都議定書全般(植林CDM以外)
- COP9(2003年11月):植林CDM
- COP10(2004年11月):小規模植林CDM

※ 排出源CDMより数年の遅れはあるものの、原則は策定済み、今後は方法論・PDDの策定、CDMプロジェクトの承認・実施へ。

CDMプロジェクトの状況 (2006年12月)

- 登録されたプロジェクト
... 451件
- 発行されたCER
... 24,028,785 CER
- 植林CDM
... 承認方法論5件
登録プロジェクト1件

CDM理事会(EB)、植林WG

- EB:年に4~5回ほど
- EBの下に、方法論パネル、植林WG(ARWG)など(EBとEB間に開催)

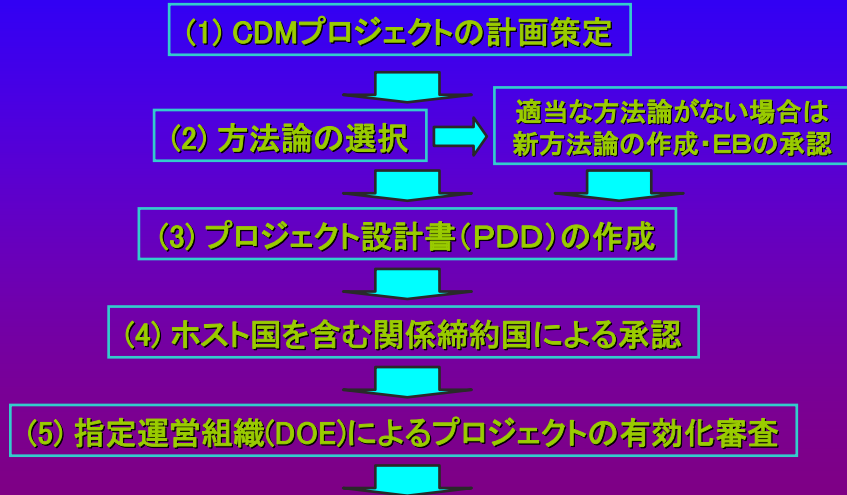
※ UNFCCC条約事務局のHPに情報あり、
アップデートな動きについては、こちらを参照。

<http://cdm.unfccc.int/>

EB、ARWG(2006年)

- | | |
|------------|--------------|
| ●EB23(2月) | ●ARWG7(2月) |
| ●EB24(5月) | ●ARWG8(3月) |
| ●EB25(7月) | ●ARWG9(6月) |
| ●EB26(9月) | ●ARWG10(8月) |
| ●EB27(10月) | ●ARWG11(12月) |
| ●EB28(12月) | |

CDMの手続きの流れ



CDMの手続きの流れ(続)



植林CDM方法論

- これまでに、30の方法論の提出あり
- 承認済み方法論：計5件
 - AR-AM0001 Reforestation on degraded land (中国広西自治区、EB22(05年11月)で承認、EB24(06年5月)で若干の改訂)
 - AR-AM0002 Restoration of degraded lands through afforestation / reforestation (モルドバ、EB24で承認)

植林CDM方法論

- AR-AM0003 Afforestation and reforestation of degraded land through tree planting, assisted natural regeneration and control of animal grazing (アルバニア、EB24で承認、EB26(06月9月)で若干の改訂)
- AR-AM0004 Reforestation or afforestation of land currently under agricultural use (ホンジュラス、EB26で承認)
- AR-AM0005 Afforestation and reforestation project activities implemented for industrial and/or commercial uses(ブラジル、EB28で承認)

植林CDM方法論

●我が国関連案件

- ARNM0021 Reforestation of Land currently agricultural or pastoral use (エクアドル、リコー/CI、EB26(06年9月)でB判定)
 - ARNM0028 Afforestation or restoration on degraded land for sustainable wood production using remote sensing data to measure carbon stock changes (マダガスカル王子製紙、EB28でB判定)
- 双方とも実施者が改訂の上、ARWG/EBで更に審査

植林CDM方法論

●小規模CDM

- COP10(04年12月)で、EBが小規模植林CDM方法論を策定することを決定(14/CP.10)。これを受け、ARWG5(05年8～9月)までに方法論を策定、EB21(同9月)で合意の上、COP/MOP1で採択(FCCC/KP/2005/4/add1)。
- EB26では、地下バイオマス推計式等について改訂(AR-AMS0001ver2)
- EB28では、BLでのバイオマス推計式や放牧キャパのリーケージ等について改訂(同ver4)

植林CDMプロジェクト

- 登録済み(registration)のものは次の1件、
AR-AM0001 Reforestation on degraded land
によるもの
 - Facilitation Reforestation for Guangxi Watershed
Management in Pearl River Basin (中国広西自
治区珠江流域管理、本年11月登録)

植林CDMプロジェクト

- 植林CDMプロジェクトとしての登録(registration)に向
け、有効化(validation)対応中のもの:計3件
(AR-AM0001ver2 Reforestation on degraded land)
 - Reforestation of severely degraded landmass in
Khamman District in Andhra Pradesh, India under ITC
Social Forestry Project (インド・アンドラプラデシュ州)
 - Bagepelli CDM Reforestation Programme (インド・カル
ナータカ州)
(AR-AMS0001ver2 Simplified BL and monitoring for
small-scale AR CDM project activities)
 - Small-scale Reforestation for Landscape Restoration
(中国雲南省保定市騰冲県)

ガイダンス

- ARWG→EBで検討、方法論パネル(排出削減CDM)との関連もあり
 - (EB20) バイオマスの定義他(付属書8)
 - (EB21) 追加性(付属書16)、プロジェクト策定手続き(付属書18)、Ex-ante他(付属書20)
 - (EB22) 方法論各要素明確化(付属書15)、土地適格性(付属書16)
 - (EB23) 再生可能バイオマスの定義(付属書18)、BLシナリオにおける国内政策・状況(付属書19)
 - (EB24) BLシナリオ(付属書19)
 - (EB25) 方法論提出手続き(付属書24)
 - (EB26) 土地適格性証明手続きの改訂(付属書18)、施肥によるN₂Oの間接的排出(EB26報告書パラ50)
 - (EB28) 新方法論策定にあたっての技術的ガイドライン(付属書19)

EB28の結果(12月12~15日)

- 方法論の審査
 - ARNM0015rev(ブラジル) : A→AR-AM0005
 - ARNM0026(コスタリカ)、ARNM0028(マダガスカル) : B
 - ARNM0013rev(ベリーズ)、ARNM0030(コロンビア) : C
- 各種ガイダンス
 - プロジェクト前排出の取扱い(EB22策定)を、BLシナリオ・パラ22(b)(経済的に好ましいシナリオ)にも適用
 - 「マーケットリーケージ」は植林CDMで取り扱わない
 - 新方法論策定にあたっての技術的ガイドラインの採択(付属書19)
- COP/MOP2での決定(後述)

2. CDMに関する議論

2.2 COP/MOP2

CDMに関するCOP/MOP2での論点

- 二酸化炭素回収・貯留(CCS)プロジェクトの取扱い
- 小規模CDM(省エネ)の上限値拡大
- CDMプロジェクトの地域バランス
- 植林CDM
 - 土地適格性ガイダンス
 - 小規模植林CDMの上限値

土地適格性ガイダンス

- 第22回理事会(EB22、昨年11月)で策定(EB22報告書Annex16)。
- 第26回CDM理事会(EB26、本年9月)では、ガイダンスの明確化を図るものとして、その改訂に合意(EB26報告書Annex18)。
 - プロジェクト開始時に森林でなかったことの証明
 - 活動が再植林又は新規植林であることの証明
 - 以上を証明するための情報

土地適格性ガイダンスの改訂(1)

- 1 (a). プロジェクト開始時に森林でなかったことの証明
- 木本植生がホスト国森林定義の閾値(樹冠率、成熟時の樹高、最小面積、最小幅)を下回る。
 - 人為介入なしに森林に達する可能性のある幼齡林分・植林ではない。
 - 収穫等により、ホスト国の森林施業に矛盾しない期間、一時的に蓄積がない状況ではない。
 - 環境条件、人為圧力、種子源の欠如により、森林に達する天然木本植生の侵入・更新が起こらない。

土地適格性ガイダンスの改訂(2)

1 (b). 活動が再植林又は新規植林であることの証明

- 再植林: 1989年12月31日に1(a)によりマラケシュ合意の森林定義により森林ではなかった。
- 新規植林: 少なくとも50年間森林ではなく、これを少なくとも4回証明すること(例えば、プロジェクト開始の10、25、40、50年前)。
- 1990年1月1日以降、その土地の木本植生がホスト国の森林定義による森林に達したことは1度もない(脚注: IPCCのLULUCF・GPGによれば、90年以降森林破壊(Deforestation)があった土地での吸収量は、再植林としては計上されないこととなっている)。

土地適格性ガイダンスの改訂(3)

2. 1(a)及び(b)を証明するための情報

- 地上の参照データにより補足された地上航空写真や衛星画像、又は
- 地図又はデジタルデータセットからの土地利用又は土地被覆情報、又は
- 地上ベースの調査(土地利用許可、計画や地籍、所有登録など地域の登録情報からの土地利用又は土地被覆情報)、又は
- 上記が入手・適用不能な場合、参加型農村調査法(PRA)による証言文書を作成・提出。

土地適格性ガイダンスに関する議論

(コロンビア、ブラジル、我が国等)

- EBが判断を誤る場合もあり、これをCOP/MOPが指摘し改善を指示することに何ら問題はない。
- 1990年1月1日以降森林に達したことが1度もないことを要件とすることは、マラケシュ合意を逸脱。
- 脚注でのIPCCのLULUCF・GPGの引用部分は、先進国に適用されるKP3条3項についてであり、文脈を逸脱。

(EU、中国)

- EBの技術的判断をCOP/MOPで覆すことは不相当。
- 1990年1月1日以降森林に達したことが1度もないことを要件としなければ、森林破壊(Deforestation)が行われる恐れあり。

小規模植林CDMの上限値に関する議論

- COP9(平成15年)で、小規模植林CDMの上限値を8キロCO₂トン/年に決定。COP10(平成16年)で、小規模植林CDMの簡素化ルールを決定。
- COP/MOP2では、コロンビア、ボリビアが、小規模植林CDMの上限値について再検討すべきであると主張。ブラジルは、本件はCOPによる決定であり、再検討には消極的であることを示唆。

COP/MOP2での結論

●土地適格性ガイダンス

- EB22のオリジナル版及びEB26の改訂版の双方を保留(put on hold)。
- 公開での意見聴取(public input)を行い、これを踏まえCDM理事会が再度ガイダンスを策定した後、改めて公開での意見聴取を実施。
- EB28では、公開での意見聴取を来年1月1日から2月21日までとすることで合意。

COP/MOP2での結論

●小規模植林CDMの上限値

- 来年2月23日までに各国等は意見を提出、これに基づき次回のSBSTA26で検討。
- EB28では、このCOP/MOP決定をテークノート。

●CDMに関するCOP/MOP2決議は以下の通り、パラ25～27が植林CDMに関する部分。

http://unfccc.int/files/meetings/cop_12/application/pdf/cmp_8.pdf

林野庁としての対応

- CDM植林技術指針調査事業：方法論・PDD作成の支援
- CDM植林ベースライン調査事業：炭素吸収量などデータ収集
- CDM植林人材育成事業：国内・海外研修など通じた人材育成
→ 国際緑化推進センター（JIFPRO）主催、国内研修及び国際フォーラム（来年2月）

EBなどの情報

- 林野庁HP（ヘルプデスク）：近日「ロードマップ」掲載予定
<http://www.rinya.maff.go.jp/seisaku/cdm/top.htm>
- 海外産業植林センターHP：方法論、ツールなどの翻訳版
<http://www.jopp.or.jp/CDM/index.html>

今後の動き

EB・ARWGでの議論の方向性

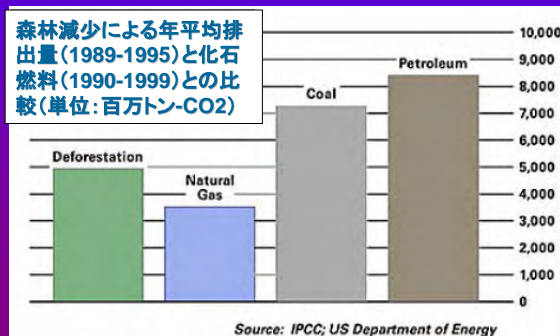
- 不確実性の取扱い
- QA/QC
- 他

方法論・PDDの承認、CDM事業の有効化・登録の過程を通じてのみ知り得る要素あり。
経験の共有の重要性

3. 森林減少に関する議論

背景

- 森林減少による排出量は化石燃料の排出量に匹敵
 - 全世界の排出量の20-25%、我が国排出総量の約5倍、米国の総排出量に匹敵
- 世界の森林減少は年間820万ha(2000~2005年平均)、途上国に集中



これまでの議論の動き

- COP11(昨年11~12月)において、PNG・コスタリカが、森林減少抑制に関するインセンティブの仕組みの創設を提案。議論の結果、SBSTA27(来年末)までの検討結果取りまとめ、SBSTA25(本年11月)前のワークショップ開催に合意。
- SBSTA24(本年5月)では、ワークショップのアジェンダについて議論、科学的・技術的事項及び政策措置の両面について意見交換することで合意。
- 第1回ワークショップ(本年8月)では、森林減少抑制に関する科学的・技術的事項及び政策措置について意見交換。PNG・コスタリカが、インセンティブの仕組みの創設を提案。

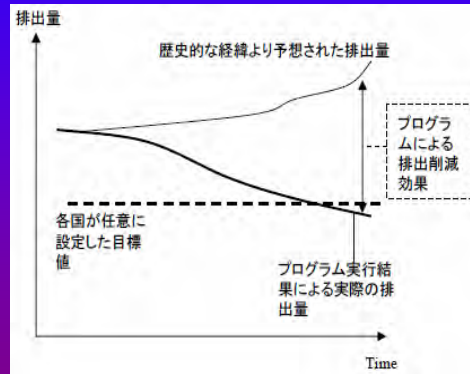
PNG・コストリカ提案

- 主旨

熱帯林からの排出削減への取組に対し、クレジットの付与などインセンティブを与える仕組みの策定が必要

- コンセプト

歴史的な経緯から予測される排出量と実績の排出量を比較してアカウント



PNG・コストリカ提案における技術的対応

以下を利点として主張

- 追加性

➢ 国レベルの森林減少率のベースライン作成により確保

- リーケージ

➢ 国レベルで森林減少を取り扱うことにより防止

- モニタリング

➢ リモセンにより正確かつ低コストにモニタリング

各国の動向

● 附属書 I 国

森林減少対策の重要性は認めつつも、アプローチを絞り込むのは尚早。技術的・方法論的な課題、適用可能性等について十分な検討が必要。

- 米：新たなメカニズムの導入に消極的。GEF等既存の枠組の活用も視野に入れるべき。
- EU：実効性、公平性の観点から技術的・方法論的に十分な検討が必要。技術的課題についてEU共同研究センターで分析に着手。パイロットプロジェクトの実施を検討中。

各国の動向

● 非附属書 I 国

- PNG、コスタ・リカ等
市場メカニズムの優位性を強く主張し、支持国を拡大
- ブラジル
市場メカニズムに反対し、基金方式を提案
- 中央アフリカ共和国
PNG提案を支持しつつも、持続可能な管理下にある森林面積を基準とする基金方式を提案。コンゴ流域6カ国が支持。

PNG・コスタリカ提案における課題

- 森林劣化の取扱い
 - 森林面積の減少を伴わない森林劣化も炭素排出の原因
- 3条3項の森林減少(付属書 I 国)
 - 3条3項では伐採分を排出量として計上、PNG・コスタリカ提案では伐採しなかった分を排出削減了として評価
- 植林CDMとの整合性
 - 植林CDMでは、追加性の証明、リーケージの防止、非永続性に対する補填等の要件あり
- 追加性
 - 人為努力の効果と自然影響の効果の分離
 - 森林が吸収源に転じた場合のベースラインの設定
 - 農産物価格や天候等による年変動の取扱い
 - 既存の国内政策措置の評価

PNG・コスタリカ提案における課題

- リーケージ
 - エネルギー転換、農業活動など他分野へのリーケージ
 - 近隣国への伐採地の移動など国境を越えたリーケージ
- 「不遵守」
 - ベースラインに到達しない場合はデビットが発生するとしているが、「削減目標」としない場合のデビット抑制へのインセンティブの可能性
- モニタリング
 - 国土の大きい国でコスト増大
 - 安価な低解像度画像での森林劣化の把握不可能
 - 更新を伴う伐採と土地利用変化を伴う伐採との区分
- 持続可能な森林経営の促進との整合性
 - 林業サイクルの中で行われる伐採の評価

森林減少に関するSBSTA25での結論

- 第2回WSのスコープ
 - 政策措置及びその実施に必要な技術的・方法論的事項に焦点を絞りつつ、第2回WSの検討事項全般について引き続き議論
- 各国意見提出
 - PNG提案等の政策措置に関する意見を提出
- 非附属書 I 国の追加データ提出
 - 森林減少の現状、トレンド等に関する最新の追加データを提出
- SBSTA26以降の検討プロセス
 - SBSTA26で2回のワークショップの報告、COP13への勧告の取りまとめに着手
 - SBSTA26後の作業についてはSBSTA26で検討

検討スケジュール

年	月	内容
2006	11	SBSTA25
2007	2	各国意見・データ提出
	3	第2回WS
	5	SBSTA26
		この間のWS開催等についてはSBSTA26で検討
	12	SBSTA27(COP13に報告)

ご静聴ありがとうございました。



Decision -/CMP.2

Further guidance relating to the clean development mechanism

The Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Kyoto Protocol,

Recalling the provisions of Articles 3 and 12 of the Kyoto Protocol,

Cognizant of decisions 7/CMP.1 and -/CMP.2 (*Capacity-building under the Kyoto Protocol*),

Recognizing the rapidly expanding portfolio of clean development mechanism project activities and the increasing volume of work for the Executive Board of the clean development mechanism,

Welcoming the establishment of 112 designated national authorities, 91 among them in developing country Parties,

Reminding Parties wishing to participate in clean development mechanism project activities of the need to identify a designated national authority,

Reiterating the importance of ensuring the efficient, cost-effective and transparent functioning of the clean development mechanism and the executive and supervisory role of its Executive Board,

Expressing deep appreciation to Parties that have so far contributed to funding the work of the clean development mechanism,

Recalling paragraph 2 of Article 12 of the Kyoto Protocol,

Affirming that it is the host Party's prerogative to confirm whether a clean development mechanism project activity assists it in achieving sustainable development,

Emphasizing that carbon dioxide capture and storage in geological formations should lead to the transfer of environmentally safe and sound technology and know-how,

Noting that the Intergovernmental Panel on Climate Change special report on carbon dioxide capture and storage¹ provides a comprehensive assessment of the scientific, technical, environmental, economic and social aspects of carbon dioxide capture and storage technologies as mitigation options,

Recognizing that there remain a number of unresolved technical, methodological, legal and policy issues relating to carbon dioxide capture and storage activities under the clean development mechanism, including those noted in the report of the Executive Board to the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Kyoto Protocol at its second session,

Recognizing that there is a need for capacity-building on carbon dioxide capture and storage technologies and their applications,

General

1. *Takes note with appreciation* of the annual report for 2005–2006 of the Executive Board of the clean development mechanism, and of the availability of information on 409 registered clean development mechanism project activities; the issuance of the 18.8 million certified emission reductions; the accreditation/designation of 17 operational entities; the approval of 71 baseline and monitoring methodologies, including 10 consolidated methodologies; and the adoption of new and revised tools, manuals and clarifications to assist project participants;

2. *Notes* that the information in paragraph 1 above reflects an exponential growth in clean development mechanism activities during the reporting period;

3. *Designates* as operational entities those entities that have been accredited, and provisionally designated, as operational entities by the Executive Board to carry out sector-specific validation functions and/or sector-specific verification functions as listed in the annex to this decision;

4. *Authorizes* the Executive Board to extend the deadline for the submission for registration of the clean development mechanism project activities referred to in paragraph 4 of decision 7/CMP.1 from 31 December 2006 to 31 March 2007;

5. *Confirms* that, in order to facilitate the accreditation process, the Executive Board may suspend/withdraw accreditation and reinstate/reaccredit a designated operational entity between two sessions of the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Kyoto Protocol;

Governance

6. *Commends* the Executive Board for maintaining a management plan for the clean development mechanism, for the version made available to the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Kyoto Protocol at its second session,² pursuant to provisions in paragraph 13 (b) of decision 7/CMP.1, and for implementing measures to further streamline procedures and processes, within the resources available and in the context of an exponentially growing mechanism;

7. *Encourages* the Executive Board:

(a) To continue to keep the management plan under review and make adjustments as necessary to continue ensuring the efficient, cost-effective, transparent and consistent functioning of the clean development mechanism;

¹ <http://arch.rivm.nl/env/int/ipcc/pages_media/SRCCS-final/IPCCSpecialReportonCarbondioxideCaptureandStorage.htm>.

² FCCC/KP/CMP/2006/4/Add.1 (Part II).

- (b) To continue its work on the catalogue of decisions with a view to making the catalogue publicly available towards the end of the first quarter of 2007 and thereafter updating it after each meeting of the Executive Board;
 - (c) To improve public availability of the rationale for its decisions and to integrate such information into the catalogue of decisions;
 - (d) To enhance the dialogue with project participants, as proposed in the clean development mechanism management plan, and identify other means to ensure equitable and transparent interaction with project participants;
 - (e) To further emphasize its executive and supervisory role by, inter alia, ensuring effective use of its support structure, including its panels, other outside expertise and the secretariat, and by strengthening the role of designated operational entities;
 - (f) To make use of and further develop management indicators;
8. *Clarifies* that with regard to revisions of the clean development mechanism management plan, the Executive Board shall:
- (a) Adopt revisions of the management plan, as necessary, on the basis of a draft prepared by the secretariat in response to needs identified by the Executive Board;
 - (b) Make any revision of the management plan, adopted by the Executive Board, publicly available as an annex to its meeting report;
 - (c) Submit the latest version of the management plan to the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Kyoto Protocol at each session for its information;
9. *Requests* the secretariat to implement expeditiously a clean development mechanism management plan adopted by the Executive Board;
10. *Requests* the Executive Board to report to the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Kyoto Protocol, at its third session, on its ability to deal with the exponentially growing workload under the current governance structure;
11. *Requests* the Executive Board to take into account the need to provide its annual report, including any annexes and addenda, prior to a session of the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Kyoto Protocol; this report shall cover the period from the previous session of the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Kyoto Protocol to the Executive Board meeting that takes place just prior to the one held in conjunction with the session of the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Kyoto Protocol;
12. *Requests* the Executive Board to develop guidance for designated operational entities on verification and validation in order to promote quality and consistency in verification and validation reports;

Methodologies and additionality

13. *Takes note* of the number of consolidated and approved methodologies covering a wide range of methodological approaches and applicability conditions, as well as the optional “combined tool to identify the baseline scenario and demonstrate additionality”;³

³ Available at <<http://cdm.unfccc.int/Reference/Guidclarif>>.

14. *Reiterates* its encouragement to:
 - (a) Project participants to develop, and the Executive Board to approve, more methodologies with broad applicability conditions to increase the validity and use of approved methodologies;
 - (b) Parties, intergovernmental organizations, non-governmental organizations, industry and others to support the development by project participants of broadly applicable methodologies;
15. *Encourages* the Executive Board:
 - (a) To provide non-binding best practice examples on the demonstration of additionality to assist the development of project design documents, in particular for small-scale project activities;
 - (b) To continue its efforts to broaden the application of methodologies while maintaining their environmental integrity and to ensure that consolidated methodologies cover the full range of methodological approaches and applicability conditions as in the underlying approved methodologies;
 - (c) To further develop generic and user-friendly methodological tools that can assist project participants in designing or applying methodologies and thereby ensuring consistency and simplicity;
16. *Requests* the Executive Board:
 - (a) To finalize with utmost priority its guidance relating to the definition of project activities under a programme of activities and procedures for registration as a single clean development mechanism project activity;
 - (b) To finalize with utmost priority its work to improve the “tool for the demonstration and assessment of additionality”, as a follow-up to paragraph 25 (b) of decision 7/CMP.1;
 - (c) To continue to consider new proposals to demonstrate additionality with a view to including approved approaches for the demonstration of additionality in baseline methodologies and to report to the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Kyoto Protocol at its third session;
 - (d) To allow for a minimum time of 30 days, if possible, for submissions in response to a call by the Board for public input;
17. *Encourages* Parties, intergovernmental organizations, non-governmental organizations⁴ and others to respond to calls by the Board for public input;
18. *Takes note* of the submissions by Parties on the consideration of carbon capture and storage as clean development mechanism project activities,⁵ the report from the in-session workshop organized by the secretariat in conjunction with the twenty-fourth session of the Subsidiary Body for Scientific and Technological Advice,⁶ and the recommendation from the Executive Board and the Board’s analyses contained in annex 13 to the report of the twenty-sixth meeting of the Executive Board;

⁴ Including business and industry non-governmental organizations, environmental non-governmental organizations, local government and municipal authorities organizations, indigenous peoples organizations, and research and independent non-governmental organizations.

⁵ FCCC/KP/CMP/2006/MISC.2.

⁶ FCCC/KP/CMP/2006/3.

19. *Requests* the Executive Board to continue to consider proposals for new methodologies, including the project design documents for carbon dioxide capture and storage in geological formations as clean development mechanism project activities, with a view to gaining further knowledge and understanding of matters related to the clean development mechanism as described in this decision; the new methodologies should take into account the guidance in this decision; approval of such methodologies for use for clean development mechanism project activities by the Executive Board can occur only after further guidance from the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Kyoto Protocol;

20. *Encourages* Parties, intergovernmental organizations, non-governmental organizations and others to organize global and regional workshops to enhance capacity-building on carbon dioxide capture and storage technologies and their applications and to share information on these workshops broadly;

21. *Invites* intergovernmental organizations and non-governmental organizations to provide to the secretariat, by 31 May 2007, information addressing the following issues:

- (a) Long-term physical leakage (seepage) levels of risks and uncertainty;
- (b) Project boundary issues (such as reservoirs in international waters, several projects using one reservoir) and projects involving more than one country (projects that cross national boundaries);
- (c) Long-term responsibility for monitoring the reservoir and any remediation measures that may be necessary after the end of the crediting period;
- (d) Long-term liability for storage sites;
- (e) Accounting options for any long-term seepage from reservoirs;
- (f) Criteria and steps for the selection of suitable storage sites with respect to the potential for release of greenhouse gases;
- (g) Potential leakage paths and site characteristics and monitoring methodologies for physical leakage (seepage) from the storage site and related infrastructure for example, transportation;
- (h) Operation of reservoirs (for example, well-sealing and abandonment procedures), dynamics of carbon dioxide distribution within the reservoir and remediation issues;
- (i) Any other relevant matters, including environmental impacts;

22. *Invites* Parties to make submissions to the secretariat, by 21 September 2007, on carbon dioxide capture and storage in geological formations as clean development mechanism project activities, addressing the issues identified in paragraph 21 above taking into consideration the submissions referred to in the same paragraph;

23. *Requests* the secretariat to compile and make available the information referred to in paragraphs 21 and 22 above for consideration by Parties at the twenty-seventh session of the Subsidiary Body for Scientific and Technological Advice;

24. *Requests* the Subsidiary Body for Scientific and Technological Advice, at its twenty-seventh session, to prepare recommendations on carbon dioxide capture and storage in geological formations as clean development mechanism project activities for consideration by Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Kyoto Protocol at its third session, with a view to taking a decision at the fourth session of the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Kyoto Protocol;

25. *Decides* to put on hold annex 16 to the report of the twenty-second meeting of the Executive Board and annex 18 to the twenty-sixth meeting of the Executive Board;⁷
26. *Requests* the Executive Board to prepare, after a call for public input, new procedures to demonstrate the eligibility of lands for afforestation and reforestation project activities under the clean development mechanism providing for an additional call for public input on a final draft;
27. *Requests* Parties, intergovernmental organizations and non-governmental organizations to submit to the secretariat, by 23 February 2007, their views on the implications of possibly changing the limit established for small-scale afforestation and reforestation clean development mechanism project activities under decision 6/CMP.1, for consideration by Subsidiary Body for Scientific and Technological Advice at its twenty-sixth session;
28. *Decides* to revise the definitions for small-scale clean development mechanism project activities referred to in paragraph 6 (c) of decision 17/CP.7, as follows:
- (a) Type I project activities shall remain the same, such that renewable energy project activities shall have a maximum output capacity of 15 MW (or an appropriate equivalent);
 - (b) Type II project activities or those relating to improvements in energy efficiency which reduce energy consumption, on the supply and/or demand side, shall be limited to those with a maximum output of 60 GWh per year (or an appropriate equivalent);
 - (c) Type III project activities, otherwise known as other project activities, shall be limited to those that result in emission reductions of less than or equal to 60 kt CO₂ equivalent annually;
29. *Invites* Parties, intergovernmental organizations and non-governmental organizations to submit to the Executive Board proposals for methodologies for small-scale clean development mechanism project activities that propose the switch from non-renewable biomass to renewable biomass, addressing issues related to leakage, differentiation between renewable and non-renewable biomass and consistency with paragraph 7 (a) of decision 17/CP.7;
30. *Requests* the Executive Board to make a recommendation to the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Kyoto Protocol, at its third session, on a simplified methodology for calculating emission reductions for small-scale project activities that propose the switch from non-renewable to renewable biomass; approval of such methodologies by the Executive Board for use for clean development mechanism project activities can occur only after concurrence of the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Kyoto Protocol;

Regional distribution and capacity-building

31. *Welcomes* the establishment of the designated national authority forum, which could also contribute to broader participation, inter alia, through sharing of information and experience;
32. *Further welcomes* the progress made towards implementation of the “CDM Bazaar” and requests that it be launched as soon as possible;
33. *Takes note* of the recommendation of the Executive Board to the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Kyoto Protocol, at its second session,⁸ in response to the request in paragraph 33 of decision 7/CMP.1 relating to information on regional and subregional distribution of clean development mechanism project activities, systematic or systemic barriers to their equitable distribution and options to address these;

⁷ Available at <<http://cdm.unfccc.int/EB>>.

⁸ As contained in FCCC/KP/CMP/2006/4/Add.1 (Part I), annex 3.

34. *Encourages* the Executive Board to continue to facilitate the regional distribution of project activities;
35. *Takes note* of the barriers to the equitable regional distribution identified in the Executive Board report to the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Kyoto Protocol, at its second session, and the need to address, in particular, the financial, technical and institutional barriers;
36. *Acknowledges* the efforts made by various Parties to address the above barriers to equitable regional distribution of clean development mechanism project activities;
37. *Welcomes* the “Nairobi Framework”, as announced by the Secretary-General of the United Nations at the opening of the high-level segment of the twelfth session of the Conference of the Parties and the second session of the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Kyoto Protocol, to catalyze clean development mechanism in Africa;
38. *Emphasizes* that further efforts are necessary to promote equitable regional distribution of clean development mechanism project activities;
39. *Encourages* Parties included in Annex I to the Convention, that are willing to do so, to consider further initiatives, including financial support, either directly or through intergovernmental organizations and non-governmental organizations, as appropriate, for identification, development of clean development mechanism project activities including start-up costs, in Parties not included in Annex I to the Convention, especially least developed countries, African and small island developing States;
40. *Invites* Parties not included in Annex I to the Convention, that are willing to do so, to engage in South–South cooperation, including sharing of experiences in the identification and development of clean development mechanism project activities;
41. *Encourages* financial institutions, and the private and public sectors, to consider further options for investment in clean development mechanism project activities in Parties not included in Annex I to the Convention, in particular least developed countries in Africa and small island developing States;
42. *Invites* Parties included in Annex I to the Convention to contribute to the holding of additional forums of designated national authorities not provided for financially in the clean development mechanism management plan;

Resources for work on the clean development mechanism

43. *Takes note* that, if all pledges made by Parties for 2006 were to be paid by early 2007, it is presently expected that resources from the share of proceeds to cover administrative expenses for operational functions will accrue by mid-2007;
44. *Invites* Parties included in Annex I to the Convention to make contributions urgently to the Trust Fund for Supplementary Activities for funding work on the clean development mechanism in the biennium 2006–2007;
45. *Requests* the Executive Board to continue to provide information in its annual report on the status and the expected forecast of the revenue from the share of proceeds to cover administrative expenses.

ANNEX

Entities accredited and provisionally designated by the Executive Board of the clean development mechanism and recommended for designation by the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Kyoto Protocol for validation (VAL) and verification/certification (VER) for specific sectoral scopes

Name of entity	Designated and recommended for designation for sectoral scopes	
	VAL	VER
British Standards Institution	1, 2, 3	
Bureau Veritas Quality International Holding SA		1, 2, 3
Det Norske Veritas Certification Ltd.	8, 9	8, 9
Korean Foundation for Quality	1, 2, 3	
KPMG Sustainability B.V.	13	
Lloyd's Register Quality Assurance Ltd.	13	
PricewaterhouseCoopers – South Africa	1, 2, 3	
Spanish Association for Standardisation and Certification		1, 2, 3
Tohmatsu evaluation and Certification Organization, Co. Ltd.	1, 2, 3	
TÜV Süd Industrie Service GmbH	8, 9, 14	4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 15
TÜV Industrie Service GmbH, TÜV Rheinland Group	13	
TÜV Nord Certification GmbH	4, 5, 6, 7, 10, 11, 12, 13	1, 2, 3

Note: The numbers 1 to 15 indicate sectoral scopes as determined by the Executive Board. For details, see <<http://cdm.unfccc.int/DOE/scopelst.pdf>>.



**PROCEDURES TO DEMONSTRATE THE ELIGIBILITY OF LANDS FOR
AFFORESTATION AND REFORESTATION PROJECT ACTIVITIES¹
(VERSION 02)**

1. Project participants shall provide evidence that the land within the planned project boundary is eligible for an A/R CDM project activity by following the steps outlined below.
 - (a) Demonstrate that the land at the moment the project starts is not forest by providing **transparent and complete** information that:
 - i. **Woody vegetation on the land is below the forest thresholds (crown cover or equivalent stocking level, tree height at maturity *in situ*, minimum land area, and minimum width)² adopted for the definition of forest by the host country under decisions 11/CP.7 and 19/CP.9 as communicated by the respective DNA; and**
 - ii. **The land is not covered by young natural stands or plantations which have the potential to reach — without direct human intervention — the thresholds adopted for definition of forest by the host country; and**
 - iii. **The land is not temporarily unstocked, for a period consistent with common forest practices in the host country, as a result of either direct human intervention such as harvesting or indirect natural causes such as fire or insect damage; and**
 - iv. **Environmental conditions, anthropogenic pressures, or lack of available seed sources prevent significant encroachment or regeneration of natural woody vegetation to an extent that could be expected to exceed—without human intervention— the thresholds adopted by the host country for definition of forest.**
 - (b) Demonstrate that the activity is a reforestation or afforestation project activity:
 - i. **For reforestation project activities, demonstrate that the land was not forest by demonstrating that the conditions outlined under (a) above also applied to the land on 31 December 1989.**
 - ii. **For afforestation project activities, demonstrate that any woody vegetation on the land has for at least 50 years been below the thresholds adopted by the host country for definition of forest. For this purpose, project participants should provide evidence that the land was below the national thresholds for at least four single representative years within the time period of 50 years (e.g. 10 years, 25 years, 40 years and 50 years before the project start).**

¹ Previously called “Procedures to define the eligibility of lands for afforestation and reforestation project activities”.

² The Marrakesh Accords define forest as a minimum area of land of 0.05–1.0 hectares with tree crown cover (or equivalent stocking level) of more than 10%–30% with trees with the potential to reach a minimum height of 2–5 m at maturity *in situ*. In addition to the minimum area of forest, it is *good practice* that countries specify the minimum width that they will apply to define forest and units of land subject to afforestation, reforestation and deforestation activities.



- iii. The land has not been forest land at any time since 1 January 1990, that is, there is no time since 1 January 1990 at which woody vegetation on the land has met the thresholds adopted for the definition of forest by the host country.³
2. In order to demonstrate steps 1 (a) and 1 (b), project participants shall provide one of the following types of verifiable information:
- (a) Aerial photographs or satellite imagery⁴ complemented by ground reference data; or
 - (b) Land use or land cover information⁵ from maps or digital spatial datasets; or
 - (c) Ground based surveys (land use or land cover information⁴ from permits, plans, or information from local registers such as cadastre, owners registers, or other land registers); or
 - (d) If options (a), (b), and (c) are not available/applicable, project participants shall submit a written testimony which was produced by following a Participatory Rural Appraisal (PRA) methodology⁶.

³ According to IPCC GPG for LULUCF, “deforestation land cannot become afforestation/reforestation land in the first commitment period. That is, if a forest is established on land deforested since 1990, the carbon removals cannot be reported as a reforestation activity during the first commitment period because of time limits in the definition for reforestation agreed in the Marrakesh Accords, designed not to credit reforestation on lands that were forest land in 1990.”

⁴ If remote sensing, based either on satellite imagery or aerial photographs, is used to determine whether land is eligible for CDM A/R projects, the project participants shall demonstrate that the approach taken is capable of discriminating between forest and non-forest land according to the thresholds adopted for forest land by the host country, including demonstration that any imagery used has adequate spatial and spectral resolution.

⁵ Caution should be exercised when interpreting land use or land cover from maps or other information, as the information may not have been prepared for CDM-related purposes. Project participants shall demonstrate that the information in any maps, datasets, or other documents used is fit for the purpose of discriminating between forest and non-forest land-use especially according to the crown cover thresholds adopted by the host country for definition of forest.

⁶ Participatory rural appraisal (PRA) is an approach to the analysis of local problems and the formulation of tentative solutions with local stakeholders. It makes use of a wide range of visualisation methods for group-based analysis to deal with spatial and temporal aspects of social and environmental problems. This methodology is, for example, described in:

- Chambers R (1992): Rural Appraisal: Rapid, Relaxed, and Participatory. Discussion Paper 311, Institute of Development Studies, Sussex.
- Theis J, Grady H (1991): Participatory rapid appraisal for community development. Save the Children Fund, London.

EB26 Annex 18

A/R プロジェクト活動における土地の適格性の証明方法
Proposed Procedures to demonstrate the eligibility of lands
for afforestation and reforestation project activities (仮訳)

(社)海外産業植林センター

1. プロジェクト参加者は計画されたプロジェクトバウンダリー内の土地が A/R CDM プロジェクト活動として適格性があるという証拠を提示しなければならない。

(a) プロジェクト開始時においてその土地が森林でなかったことを次のような情報を提示することで証明する:

i. その土地の木本植生が、各DNAによって示されたDecision 11/CP.7 と 19/CP.9 による森林の定義として決められた森林の閾値(樹冠率、同等の蓄積レベル、成熟時の本来の樹高、最小面積、最小幅(width))よりも低い¹。

ii. その土地が、直接的な人為介入(訳者注: 植林・播種など)なしに、ホスト国の森林の定義の閾値に達する可能性のある若年の天然林や植林ではない。

iii. その土地が、収穫のような人為的な介入や自然災害の結果、ホスト国の一般的な森林施業に矛盾しないある一定の期間、一時的にストックがない状態になったのではない。

iv. 環境条件、人為影響、またはシードソースの欠如が、人為介入なしにホスト国の森林の定義の閾値を超える可能性のある土地の天然木本植生の更新を妨げていること。

(b) 活動が再植林または新規植林プロジェクト活動であることを証明する:

i. 再植林プロジェクト活動の場合、その土地が森林でなかったことを、(a)に示された条件が 1989 年 12 月 31 日の時点のその土地にも適用出来ることを実証することによって証明する。

ii. 新規植林プロジェクトの場合、その土地のすべての木本植生が最低 50 年間、各DNAによって Decision 11/CP.7 に基づく森林の定義の閾値よりも低くあり続けたことを証明する。そのためには、プロジェクト参加者はその土地がその国の閾値以下であった証拠を、少なくとも 50 年間のうち代表的な4時点(例: プロジェクトの開始前 10, 25, 40, 50 年時)において提示する必要がある。

iii. その土地が 1990 年 1 月 1 日以来、ずっと森林でなかった。つまり、1990 年 1 月 1 日以来、その土地の木本植生がホスト国の森林の定義の閾値に達したことは1度もない。²

¹ マラケシュ合意では樹冠被覆(または同等の蓄積レベル)10-30%以上、本来の場所で成木最低樹高 2-5 mに達する可能性がある、最小面積 0.05-1.0 haの土地を森林と定義している。さらに、森林の最小面積に加え、各国が新規植林・再植林・森林減少活動の対象となる土地単位を定義するために最低幅(width)を特定することはgood practiceである。

² IPCC GPG for LULUCFによると、「第一約束期間において、森林減少対象地は新規・再植林対象地にはなりえない。つまり、1990 年以降森林減少が起こった土地に森林が造成された場合、第一約束期間中の再植林活動としての炭素吸収は報告できない。1990 年に森林であった土地への再植林からクレジットを発生出来ないようデザインされた、マラケシュ合意における再植林の定義中のタイムリミットという理由によるものである。

2. ステップ1(a)、1(b)を証明するために、プロジェクト参加者は次のような**タイプの実証可能な情報**のうち1つを提示しなければならない:

- (a)地上の参照データによって補足された地上航空写真や衛星画像³
- (b)**地図またはデジタル空間データセット(digital spatial datasets)からの土地利用または土地被覆情報**
- (c)地上ベースの調査(**許可、計画や地籍、所有登録など地域の登録からの情報による土地利用・土地被覆情報**⁴)
- (d)オプション(a)、(b)、(c)が入手不能、適用不能である場合、プロジェクト参加者は、参加型農村調査法(PRA)⁵に従って作成した書面の証言を提出する。

³衛星画像または航空写真に基づくリモートセンシングをA/R CDMプロジェクトの土地の適格性証明に使用する場合、プロジェクト参加者は使用されたアプローチがホスト国の森林の閾値に従って森林と非森林を識別することが可能であることを証明しなければならない。それには、使用されたすべての画像が空間的、スペクトル的に適切な解像度であることの証明を含む。

⁴ 地図やその他情報から土地利用・土地被覆を判読する際には、それらの情報はCDMに関係する目的で作成されたものではないことに注意しなければならない。プロジェクト参加者は、すべての地図、データセット、その他の書類からの使用された情報は、ホスト国の森林の閾値に従って森林と非森林地を識別する目的に見合っていることを証明しなければならない。

⁵参加型農村調査法(Participatory rural appraisal; PRA)は地域の問題を分析し、地域の利害関係者と仮の問題解決を考案するアプローチである。社会的、環境的問題の空間的、時間的状況を扱うグループベースの分析のための視覚的方法で、広い範囲で使われている。この方法は、例えば下記に示されている:

・Chambers R (1992): Rural Appraisal: Rapid, Relaxed, and Participatory. Discussion Paper 311, Institute of Development Studies, Sussex.

・Theis J, Grady H (1991): Participatory rapid appraisal for community development. Save the Children Fund, London.